

平成25年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成25年6月19日(水曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(14名)

議長 内馬場 克 康 君
副議長 五十嵐 聡 君
1番 倉 本 賢 君
2番 長谷川 吉 春 君
3番 谷 村 知 重 君
4番 丸 山 文 靖 君
5番 本 郷 幸 治 君
6番 森 川 明 君
7番 吉 岡 文 子 君
8番 桜 井 龍 雄 君
9番 金 子 義 彦 君
10番 高 田 正 則 君
12番 小 関 勝 教 君
13番 土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
総 務 部 長 市 川 厚 記 君
市 民 部 長 竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 山 崎 一 広 君
経 済 部 長 須 田 正 毅 君
都 市 整 備 部 長 本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君

消 防 長 後 藤 樹 人 君
総務部総務課長 佐 藤 崇 君
総務部総務課主査 平 野 太 一 君

教育委員会委員長 高 橋 泰 浄 君
教 育 長 早 瀬 公 平 君
教 育 部 長 伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長 竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長 佐 藤 崇 君

農業委員会会長 西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長 吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員 山 口 隆 慶 君
監査事務局長 濱 砂 邦 昭 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 中 平 匡 司 君
次 長 三 上 忠 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番、倉本 賢議員

2番、長谷川吉春議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

10 番、高田正則議員。

●10 番高田正則議員（登壇） 平成 25 年第 2 回定例会に当たり、大綱 3 点につきまして、市長にお伺いいたします。

大綱 1 点目は、地域振興についてであります。その 1 つ目は、地域経済の現状等についてであります。日本経済は、1990 年代初頭にバブル経済を経験して以来、デフレ経済に突入し今日に至っておりますが、安倍政権になり、いわゆるアベノミクスにより、これまで 2 本の矢として大胆な金融政策と機動的な財政政策を打ち出し、6 月 5 日には、3 本目の矢として民間投資を喚起する成長戦略を打ち出し、デフレ脱却を図っておりますが、ここに来て株式市場や外国為替市場の値動きが激しくなり、アベノミクスにも陰りが出ている旨の報道もなされているところであります。

北海道の景気回復は、国の景気回復後半年、1 年以上遅れるとも言われておりますが、道内の景況と本市経済の現状について、雇用の状況も含めて伺いをいたします。

その 2 つ目は、商店街活性化支援事業についてであります。大通り商店街やすすらん通り商店街など、市内の商店街は大型店舗の進出や少子高齢化、さらにはネット購買など消費購買形態の多様化に伴い商店数や売り上げが減少しており、商業統計調査や消費動向調査によると、10 年前と比較すると店舗数、売り上げとも 2 割以上減少するなど中心市街地は徐々に活力をなくしている状況にあります。

市ではこれまで、まちなか交流広場や市民ふれあいサロンなどを設置し中心市街地に人を呼び込む取り組みを行ってきており、まちなか交流広場については、ワクワク祭りが市

民に定着し、ふれあいサロンについては、年間を通じて健康講座や消費生活展、各種イベント等が実施され、市民の憩いの場として活用されるとともに消費購買の増加にも大きく影響を与えるものと考えているところであります。

一方で、商業者みずからも、中心市街地の活性化と日ごろより買い物に不自由を来している方々の買い物の利便性を高めるための取り組みとして、昨年度、道の補助金を活用し、中心市街地の活性化に向けての取り組みを検討しているとお聞きしておりますが、具体的にどのような取り組みなのか伺いするとともに、市として今後、中心市街地の活性化に向け、どのようにお考えか伺いいたします。

その 3 つ目は、食料備蓄についてであります。食料自給率の問題や世界的な人口増加に伴う食料不足を背景として、美唄市は、平成 11 年 3 月に雪冷熱を活用し、米を主体とした食料の備蓄基地の必要性を明記した美唄市大規模冷温食糧備蓄基地構想を策定し、これまで国などに構想実現に向けた取り組みを行ってきていると承知しておりますが、新聞報道等によりますと、雪氷エネルギーを利用して農水産物の出荷調整を行い、高付加価値化させた北海道の農水産物の有効活用を促進し、緊急・災害時にも対応可能な多目的用途の食料流通備蓄倉庫を生産地や流通拠点の核となる港に建設して備蓄に対応することを目指し、食料流通備蓄推進協議会が 4 月に設立されたとのことですが、この件に関し、食料備蓄に対する国や道の考え方、並びに市として、構想実現に向け、これまでどのように取

り組んできたのかお伺いいたします。また、4月に設立された食料流通備蓄推進協議会の活動と市の構想がどのように連動していくのか、お伺いをいたします。

その4つ目は、台湾との交流事業についてであります。市長は、市政執行方針において海外からのサイクリングツアー客の誘致を掲げ、4月には台湾でトップセールスを行ったとお聞きしておりますが、その経過についてお伺いをいたします。さらに、今後の台湾との交流事業の展開についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

その5つ目は、広域観光についてであります。市政執行方針に、首都圏や関西圏で開催される物産展やイベントに出店し、特産品や観光のPRをするとありますが、これまでの取り組みと今後の展開についてお伺いをいたします。

その6つ目は、産業振興計画についてであります。美唄市では第6期美唄市総合計画(びばい未来交響プラン)に掲げる各産業分野の目指す姿の実現、並びに産業を支える中小企業の基盤強化及び雇用の充実に向けて、具体的な施策を示し産業振興を図ることを目的に、本年3月に美唄市産業振興計画を策定したところであります。この中で、産業振興を図る上で、農商工連携を計画のキーワードとしているところでありますが、この産業振興計画においては、本市の基幹産業である農業が入っていないところであります。

本年度は、市の機構改革により、これまでの商工交流部と農政部が合体し経済部となったところでありますが、産業振興計画の基本的な考え方と、既に策定されている農業ビジ

ョンとの整合性はどのようになるのかお伺いをいたします。

大綱2点目は、防災についてであります。その1つ目は、地域防災計画についてですが、北海道では、東日本大震災で得られた教訓や国の防災基本計画の修正を踏まえ、災害時の被害を最小化する減災の考え方を基本に北海道地域防災計画の修正を行っております。

現在、本市におきましても、美唄市地域防災計画を見直し中とのことですが、どのように進められているのか、また、大地震や豪雪などを想定した防災のあり方や、災害時の対応と避難マニュアルの整備と啓発についてお伺いをいたします。

その2つ目は、耐震化の進捗状況についてですが、1つは、耐震改修促進法にかかる特定建築物のうち、耐震改修工事が完了していない市庁舎、市立病院、市民会館、恵風園・恵祥園の4施設については、災害時には重要拠点施設となることから、耐震化の必要性は高いものと考えておりますが、市庁舎等の耐震化の進捗状況についてお伺いいたします。

2つとして、美唄市耐震改修促進計画において、平成27年度までの耐震化率を90%と目標を設定している民間住宅等の耐震化の進捗状況についてお伺いをいたします。

その3つ目は、防災備品の備蓄についてですが、大規模な災害が発生した場合、被災した市民の方々が必要となる食料や生活必需品などの備蓄は必要と考えますが、市の災害用備蓄品、資機材等の備蓄の考え方についてお伺いをいたします。

その4つ目は、災害協定についてであります。災害発生時における各種応急・復旧に関する人的・物的支援等について、自治会館や関係機関、民間事業者との災害協定は大変重要と考えますが、本市における災害協定締結の現状と今後の協定締結の予定もあれば伺いをいたします。

その5つ目は、自主防災組織についてあります。本市の自主防災組織の組織率については、全国平均、全道平均と比べて極めて低い率になっているとお聞きしているところではありますが、組織数、組織の推移と組織率が上がらない原因について伺いをいたします。また、組織率向上についてのお考えをお伺いいたします。

大綱3点目は、企画行政についてあります。その1つ目は、将来人口についてあります。厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所による2040年における人口推計が3月27日に発表されました。道内の人口は、少子高齢化の進行で、2040年には前回、国勢調査が行われた2010年に比べ23.9%減の419万人となり、高齢化率は4割を超える推計となっております。本市の人口については、2040年には2010年に比べ48.3%減の1万3,461人と推計されております。

人口減少、少子高齢化が進むことにより、生産年齢人口が減少して、労働力の減少や地域経済を支える購買層の減少にもつながり、地域の活力の低下のほか、子育てに対する不安感や負担感が増して少子化が加速していくことが懸念されます。このため、雇用、子育て支援、教育及び転入者への支援など、総合的な施策が必要と考えますが、人口減少歯止

め対策の実施状況と今後のまちづくりの基本的な考え方をお伺いいたします。

その2つ目は、地域応援チームについてあります。地域応援チームは、市からの情報提供を行う広報活動、また、地域の課題等を直接聞くことができる広聴活動の機能を備えていると思われま。現在、市は広報活動においては、広報紙の紙面の充実のほか、市公式のホームページやフェイスブックを運用し、また、広聴活動においても、自治組織代表者会議、まちづくり地区懇談会、市長との対話の日、市長への提言等、様々な取り組みを実施しているところではありますが、これまでの地域応援チームの活動で果たしてきた役割、課題、成果を通して、今後検証を行い、制度の見直しも含めた検討をすることとしておりますが、現在における検討状況をお伺いいたします。

その3つ目は、自治組織についてあります。市内町内会や農事組合等の自治組織については、地域に住む人たちが互いに助け合い、住みよいまちをつくっていくため、自主的に活動している最も身近な住民組織であります。少子高齢化が進み、地域生活における課題はますます複雑化・多様化してきております。市は、町内会等の自治組織の課題や高齢世帯の見守り等の活動について、どう把握されているのか、お伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 高田議員の質問にお答えいたします。

初めに、地域振興について、地域経済の現状等についてであります。北海道財務局が

6月11日に発表した道内企業を対象とした本年4月から6月の法人企業景気予測調査によると、前年同期と比較すると景気が良くなったと回答した企業が7.8ポイント上昇しており、アベノミクス効果が道内経済にも反映されている結果となっているところであります。

本市においても昨年度、家電量販店やドラッグストアなど、新たな店舗の開設や複数の製造業関連業者の増設等のほか、高齢者専用住宅の新設などがあつたところでございます。また、今年度におきましても、高齢者介護施設が4月にオープンしたほか、コンビニチェーンの店舗が建設中など、昨年につき、設備投資の動きがあり、徐々に企業活動は好転しているものと判断しております。

しかしながら、昨年5月の空知中央地方卸売市場の経営破綻や中心市街地の空き地・空き店舗が増加するなど、本市の経済全体としては、依然として厳しい状況にあるものと認識しているところでございます。また、雇用状況につきましても、本年5月時点で全国の有効求人倍率は0.89倍で、完全失業率は4.1%、道内の有効求人倍率は0.68倍で、完全失業率は4.9%に対して、岩見沢ハローワーク管内では有効求人倍率0.45倍、完全失業率は5.2%となっているなど、全国、道内平均と比較して、本市における求職者及び就業者の雇用環境は、依然として厳しい状況になっているところでございます。

次に、商店街活性化支援事業についてであります。この事業は、事業主体である美唄市商店街連絡協議会が、北海道の2カ年補助事業である地域商業活性化総合対策事業を活

用し、市内の買い物客を商店街へ呼び込むための無料送迎バスの運行及び日頃から買い物に不便を感じている市民を対象とした宅配・買物代行業務を実施するものであり、昨年度は、2月に65歳以上の一般市民を対象に買い物動向のアンケート調査を実施したところでございます。

その結果を踏まえ、今年度は、道の2年目の補助に合わせ本市の補助を活用し、6月、8月、10月の中旬に「南美唄・共練・旭通方面」、「進徳・条丁西南地区・いなほ方面」、「東明・条丁東北地区方面」、「茶志内・日東地区方面」に1日2便を試験的に運行し、商店街に買い物客を呼び込もうとするものでございます。

なお、当初、計画しておりました宅配業務につきましては、希望商品等の取りまとめや配達方法に課題があることから、美唄市商店街連絡協議会としては今回実施しないこととしたところであります。

市としましては、これら商業組織の取り組みは商業振興や商店がない地域への生活支援にも繋がるため、商工会議所など関係機関との連携を図りながら支援をしてまいりたいと考えております。

次に、食料備蓄についてであります。初めに、食料備蓄に対する国、道の考えについて、国においては、北海道の高い食料供給力を活かし、雪氷貯蔵による付加価値を高める機能を備えた流通型食料備蓄拠点の必要性を示しており、また、道においても、平成24年3月に、北海道の広大な土地で冷涼な気候、高い食料供給力、豊富なエネルギー資源を有するなど、北海道の優位性を示した北海道バ

ックアップ拠点構想を策定し、国に対して要望活動を行ってきたところでございます。

本市におきましても、内陸地帯で過去に地震や風水害などの災害が比較的少ないことや、札幌市や千歳空港、苫小牧などに近い環境立地であることなど、本市の優位性について北海道大規模長期食糧備蓄推進協議会などと連携を図りながら、国に対して要望活動を行ってきたところでございます。東日本の大震災を教訓に、国の考えに連動した取り組みが重要であるとの観点から、本年4月、これまでの構想を見直し、新たに美唄市食料備蓄拠点構想を策定し、構想実現に向けた取り組みを強化したところでございます。

次に、本年4月に設立されました食料流通備蓄推進協議会についてであります。この協議会につきましては、北海道の農産物の有効活用を図る流通備蓄事業の推進を目的として設立された組織であり、今後、各地域で行なうセミナー等を通じて、流通型食料備蓄システムの必要性について啓発し、3年を目処に食料などの倉庫の建設を目指すこととしております。

市としましては、この協議会と連携し、本市の誘致促進に努めるとともに、引き続き、国に対し要望活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、台湾との交流事業についてであります。経過といたしましては、昨年8月に北海道運輸局がニセコ町と連携し、台湾の自転車協会役員やメディア関係者を招いたサイクリングツアーを実施し、その際、台湾自転車協会の会長が本市を訪れたことを契機に、昨年10月、美唄、岩見沢、滝川、砂川、浦臼、

芦別、赤平、深川の7市1町の行政や団体で構成される、台湾サイクリングの誘致を目的とした「サイクルツーリズムそらち推進連絡会」が設置されたところでございます。

また、本年3月末には、本市を訪れた台湾の役員から、4,000人規模で行われるサイクリングのイベント「ツールドイースト台湾」へ来賓としての参加要請があったところでございます。この際、本市としましては、サイクリングツアー誘致による交流人口の増加を掲げているところから、サイクルツーリズムそらち推進連絡会と協議し、その代表としてこのイベントに参加し、空知、美唄のトップセールスをしてきたところでございます。

この結果、本年8月には、ニセコ経由で台湾のメディア関係者を含め40名程度のサイクリング客が空知を訪れ、美唄にも宿泊することが企画されているところでもございます。

市としましては、サイクリングを通じた台湾との観光交流は、一般観光客の誘致や経済交流に結びつく可能性も期待されることから、空知の連絡会と連携しながら、取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、広域観光についてであります。平成21年度から2カ年は、道の地域再生チャレンジ交付金を活用し、地域資源の発掘や札幌圏からの日帰りツアー、さらには札幌駅や東京都庁での「びばいの魅力まるごとフェア」などの広域観光事業を実施してまいりました。

その成果を踏まえ、平成23年度から3年間は、財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金を活用し、平成23年度と平成24年度は、周辺市町との連携による観光PRを実施したほか、専門の講師を迎

えて、観光ホスピタリティ講習会や広域観光マップ作成、旅行代理店等の観光ツアーの支援、マガンのねぐら入り、ねぐら立ち見学ツアーやハスカップ狩りツアーなど、さまざまな観光ツアーを実施するとともに、札幌圏をはじめ、大阪吹田市などの広域的なイベントに参加し観光PRを実施したほか、観光ホテルの支配人を迎え、地域資源の活用をテーマにした特別講演を実施したところでございます。

本年度は、近隣市町との連携を強化し、特産品の販路拡大を目指し、札幌圏をはじめ関東圏、関西圏で行われる物産展に積極的に参加するほか、周辺市町と連携した観光ルートを開発するなど、さまざまな施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、産業振興計画についてであります。産業振興計画につきましては、平成23年3月に策定したびばい未来交響プランに掲げる産業振興施策の具体的な取り組みを示す中間計画としており、期間は平成25年度から平成32年度の8年間としているところでございます。

この産業振興計画と農業ビジョンの整合性についてであります。産業振興計画は、商工業、観光の各産業が地域資源を横断的・有効的に活用し、地域経済の活性化につなげていくための方策を包括的に示すものであり、この計画の具体的な取り組み施策の内容につきましては、上位計画のびばい未来交響プランとの整合性・連動を図るため、総合計画の事務事業インデックスにおいて、事業の進行管理を行うこととしたところでございます。一方、農業ビジョンにつきましては、農業経

営の体質強化と安定化の推進及び消費者に信頼される産地づくりの推進などの具体的な施策について、主要施策別に進行管理をしているところでございます。

産業振興計画の策定に当たっては、本市の基幹産業の農業と商工業、観光の各産業の連携強化を通じ、産業全般の活性化を図っていくことを計画の基本としたところでございます。

次に、防災について、地域防災計画についてであります。現在、市内に地域防災計画見直し検討委員会を設置し、地域防災計画と水防計画の点検や課題等の整理を行っており、現在見直し作業を進めているところでございます。東日本大震災や豪雪、大規模停電などの被害状況を踏まえ、初動体制や災害関連情報の伝達方法、避難誘導、避難所の開設・運営など計画全体について総点検を行い、年度内を目途に取りまとめることとしております。

災害時の避難等につきましては、これまで、降雨災害を想定した洪水ハザードマップや地震災害を含めた災害対策ガイドなどを、広報紙メロディーや市ホームページに掲載しているところでもございます。

今年度におきましては、多様化する災害に的確かつ迅速に対応できるよう風水害や雪害、地震災害等の防災関連情報を総合的に集約し、避難時に必要な情報等を住民にわかりやすく提供できる防災ガイドマップを作成し、全戸配布することにより、市民への防災意識の啓発や初動体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、耐震化の進捗状況についてであります。耐震化が完了していない災害時の重要

拠点施設となる4施設につきましては、昨年12月に設置した美唄市公共施設耐震化庁内検討委員会で、これまで2回会議を開催し、建物の現状及び今後の方針について議論しているところでございます。

また、耐震改修にかかる財源につきましては、国に対し、補助金制度の拡充、補助率や補助基本額のかさ上げなど要望しているところでございます。

次に、平成22年度策定のみ唄市耐震改修促進計画では、民間住宅の総数は約1万1,800戸、耐震化率は約70%となっており、平成22年度より実施しております無料耐震診断や平成24年度から実施の木造住宅耐震改修促進助成制度などの実績件数が少ないことから、進捗率は低いものと考えているところでございます。

このため、市民の皆さんに対し、耐震診断、耐震改修に向けた適切な情報提供と相談体制の確立、関係機関や広報紙メロディー、市ホームページなどを通じ、さらに周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災備品の備蓄についてでございますが、現在、避難所を中心とした食料や毛布、ポータブル石油ストーブ、発電機などの防災資機材等の備蓄については、一定の目標値を設定し、年次計画で整備しているところでございます。

また、食料や飲料水などを含めた生活必需品につきましては、災害協定を締結している市民生協や各農協などから提供していただくこととなっております。

さらに、広域的な連携を図るため、南空知ふるさと市町村圏や道との相互応援協定を締

結しているところでもございます。

なお、日ごろの備えについては、各家庭においても食料や飲料水、簡易コンロ、ポータブル石油ストーブなどの備蓄の必要性についても、さらに周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害協定についてでございますが、大規模災害が発生した場合に災害応急対策や復旧活動が円滑に実施できるよう、平成8年度からは、北海道や自衛隊、警察及び関係団体や事業所等と17件の協定を締結しているところでございます。

また、今年度につきましては、石油業協同組合、建設機械レンタル業、トラック輸送業組合等と締結に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織についてでございますが、市内の自主防災組織は平成11年度から結成され、平成24年度は3組織の結成があり、現在15団体1,568世帯となっており、組織率は12.8%と全道平均の48.4%と比較しますと低い率となっているところでございます。

組織率が上がらない理由としましては、地震等大規模災害が比較的少ない地域であり、危機意識が高くないことや、住民の高齢化などがあげられるところでございます。

しかしながら、災害時においては、共助を基本とした自主防災組織の活動は、被害を軽減させるのに極めて重要なものと考えており、市としましては、防災資機材の貸与・更新、防災訓練などの支援、防災の出前講座や消防署と連携した講習会などを通じ、住民の皆さんとの連携と、安全・安心な暮らしが図られるよう取り組んでまいりたいと考えていると

ころでございます。組織率向上に向けては、自治組織代表者会議や地域応援チーム、広報紙メロディー、市ホームページなどを通じて、自主防災組織の重要性について引き続き啓発に努めてまいりたいと考えています。

次に、企画行政について、将来人口についてであります。本市においては、人口減少が進む中であって、人口減少対策として経済振興と雇用の創出、子どもを産み育てる環境づくり、移住・定住施策等、総合的に取り組むことが必要であると考えております。

経済振興と雇用対策については、農商工連携事業の促進や企業立地活動の推進、さらには事業者交流による新産業の創出などを進め、産業振興を図るとともに、緊急雇用創出事業など国や道の助成制度の活用により、雇用の創出に努めているところでございます。

子どもを産み育てる環境づくりについては、教育環境の向上を含め、地域における子育て力を育むため、子育てサポーターの育成や子育てネットワークの推進、地域子育て拠点支援事業など、様々な事業を展開しているところでございます。

また、小学校就学前の子どもに対する教育、保育及び子育て支援を総合的に進めるため、本年4月に認定こども園ひまわりを南美唄地区に開設したところでございます。

転入者への支援につきましては、昨年度は移住・定住促進助成制度を活用して11名の方が移住されました。しかしながら、移住・定住に結びつけるための方策は、今後も重要施策となることから、企業誘致、地場企業の育成など、産業振興による雇用の場の確保、総合的な子育て家庭への支援など、生活の中で

魅力を感じるまちづくりに向け、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

今後のまちづくりの基本的な考えであります。長引く景気の低迷や人口の減少、本格的な超高齢化社会が到来している中であって、本市の財政状況は、依然として厳しい状況であります。限られた財源の中で選択と集中を図りながら、より効果的かつ効率的な事業展開となるよう事業内容を検証し、びばい未来交響プランの都市像に掲げる「食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄」の実現を目指し、希望に満ちた明るい未来を創造し、生き活きとした暮らし、生きる喜びが実感できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、地域応援チームについてであります。地域応援チームの活動については、市政情報の提供や自主防災組織の結成に対する支援、高齢者世帯の安否確認の方法、地域の防災、健康づくり等の自主的な活動に対する助言等のほか、市に対する要望等の担当課への連絡などを行い、一定の成果が得られているものと考えております。

しかしながら、地域からの要望に対して十分こたえられないケースや、課題によっては解決に結びつかないものもありますので、本年度については、地域応援チームの活動を行いながら、リーダー会議でこれまでの取り組みの検証を行い、制度の見直しや新たな仕組み等の検討を始めたところでございます。

次に、町内会等の自治組織についてであります。昨年の10月1日現在、総世帯数1万2,805世帯のうち高齢者の単身世帯が2,872世帯、二人世帯が2,060世帯で、総世帯数に

おける高齢世帯が 38.5%を占めており、共通の課題としては、高齢化に対応した安全な地域づくりという点でないかと考えているところでございます。

市では、町内会等における高齢者世帯の見守り等の取り組みについては、一部の町内会で一人暮らしの高齢者に対する安否確認の訪問活動を行っていると同様ですが、全体としては把握してないところでございます。

このため、協働のまちづくりの観点から、町内会等との情報交換を行いながら、見守り活動等の把握に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 10 番、高田正則議員。
●10 番高田正則議員 一通りお答えいただきましてありがとうございます。自席から再質問させていただきます。

まず、地域振興について、商店街活性化支援事業についてであります。65 歳以上の一般市民を対象に買い物動向のアンケート調査を行い、その結果を踏まえたとのことですが、どのような方法で調査を実施されたのか、また、内容と結果がどうであったのか、お伺いをいたします。

さらに、市としてはこの事業を今後どのように支援しようとお考えか、お伺いをいたします。

次に、広域観光についてであります。周辺市町と連携し広域的な取り組みを推進し、また、観光ルートを開発するということですが、平成元年度に着工されました道道美唄富良野線が数年後に開通の見込みであるとお聞きをしております。開通した場合、道内外から多くの観光客等が東部地区を通過す

ると思われま。

東部地区には、本市観光資源が多くありますが、広域連携を含め、広域観光の拠点としての総合的な整備の方向性についてお伺いをいたします。

次に、産業振興計画についてでありますけれども、産業振興計画と農業ビジョンをそれぞれの計画として進行管理していくのご答弁でありましたが、経済部になったことを契機に、基幹産業の農業と商工業の振興策を一つにした計画を策定することが、より市民や企業などに理解されると思いますが、再度、計画の一元化について、お考えをお伺いいたします。

次に、防災について、防災備品の備蓄についてであります。防災備品の備蓄の相互応援について、南空知市町村圏や道と連携協定を締結しているとのことですが、各市町村は、防災備品を互いに融通し合うということも必要であると考えますが、これら協定を締結した時期と協定の概要について、どのようなものなのか、お伺いをいたします。

次に、企画行政について、将来人口についてであります。人口減少や少子高齢化が進展する中、効率的な行財政運営のもと、財政健全化を着実に推進することが重要であります。先ほどご答弁のありました移住・定住施策等、人口減少に歯止めをかける施策を講じる一方で、今後のまちづくりに向けては、将来を見据えたコンパクトなまちづくりを進めることが必要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 高田議員の質問にお答え

いたします。

初めに、買い物動向のアンケート調査についてでございますが、方法につきましては、市内の65歳以上の方を対象に1,000件を無作為に抽出し、回答率は48.5%でありました。調査内容は、地区、職業、家族構成のほか、商品購入店、頻度、時間帯、不便感、サービス支援など全13項目について調査したところであり、調査の結果は「近くに行きたいお店がない」、あるいは「歩いて買い物に行くのが大変」などの約6割の方が買い物に不便を感じているとの回答であったところでございます。

市といたしまして、試験運行の成果を踏まえ、この事業が商店街の活性化及び買い物支援対策として全市的に広がっていくよう支援してまいりたいと考えております。

次に、道道美唄富良野線についてでございますが、遅くとも平成30年までには開通するとの情報を伺っているところでございます。これが開通した場合、富良野あるいは帯広への新たな広域観光ルートとなり、このルートに点在する東明公園、アルテピアッツァ美唄、スキー場、炭鉱メモリアル森林公園など、東部地区の観光資源が点から線、線から面につながり、魅力ある観光資源として市外に情報発信することができるものと考えております。

市といたしましては、今後、この道路の開通にあわせ、観光振興に向けどのような整備が必要とされるのか、関係自治体を含む美唄富良野線整備促進期成会や市民の皆さんの声を聞きながら、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、産業振興計画等と農業ビジョンの一

元化についてでございますが、産業振興計画につきましては、農商工連携事業の推進を柱とし、産業全般の活性化を図ることとしておりますが、産業振興計画及び農業ビジョンとも、美唄市総合計画との整合性や社会情勢の変化などに応じ見直しを行うこととしておりますことから、これら見直しの時期に合わせて、計画の一元化について検討してまいりたいと考えております。

次に、相互応援の協定についてでございますが、平成9年に北海道および道内市町村において、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を締結し、大規模災害が発生した場合、食料や飲料水など生活必需品、並びに供給に必要な資機材の提供とあっせんを行うこととしております。

また、平成24年に南空知ふるさと市町村圏4市5町において「南空知災害時相互応援に関する協定」を締結し、災害時には避難所や防災資機材等の相互応援をすることとなっております。

次に、今後のまちづくりについてでございますが、本市の将来を見据え、高齢者を含めた多くの市民に暮らしやすいまちを目指し、生活者の利便性の向上、あるいは行政サービスの確保、投資的経費や維持管理コストの低減を図ることは大変重要であると考えているところでございます。

このため、様々な都市機能がコンパクトに集積しアクセスしやすい生活拠点、にぎわいのあるまち、地域の個性や歴史を活かしたまちづくりを検討していくことが必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に、移ります。

2番、長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員（登壇）平成25年第2回定例会にあたり、大綱3点について市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、農業行政についてであります。安倍首相が成長戦略第3弾を発表しましたが、株価が大幅に値下がりするなど極めて不評であります。日本経済新聞も「聞こえのいい数値目標ばかりが踊り、手段や実効性が定かでない」と酷評するほどであります。その見本が農業・農村所得倍増です。今から50年以上前、池田内閣が所得倍増を唱えたのを真似て、最初は5割増としていたのを、数字は大きい方がいいということで倍増したという事情を、朝日新聞の4月24日付には次のように報道しています。「石破幹事長は、当初案では5割増しとしていたのを倍増に変えるように指示した。ただ、「農家は信じてくれない」、これは農林関係の議員の意見ですが、そうした慎重論も強まり、倍増を目指すという意味合いで目標という文字を加えた。農林水産省の内部にも「聞こえはいいが実現は難しい」との意見が強い」、これが朝日新聞の記事の内容であります。つまり、倍増は目標であって実現しなくてもいい、賞味期限は参議院選挙までもてばいいというものに過ぎません。この所得倍増はまさに「オレオレ詐欺」のようなものであります。第1に、林農林水産大臣は、農家個人ではなく、農業・農村全体の所得だと言い、自民党は、地域や担い手の所得と言っているように、誰の所得が倍増するのかが不明であります。第2に、倍増の根拠は、6次産業の市場規模を1兆円から10

兆円にするというものであります。国産農産物の輸出はわずか1,000億円で、農産物生産額の8兆2,000億円の1.2%にすぎません。生産に加えて加工販売の付加価値も取り込むのが6次産業ですが、最近目立つのは、大手流通加工企業が川下から生産を巻き込む産業型6次産業化です。大企業が6次産業の利益をひとり占めしてしまい、農家に回らない可能性が極めて大きいわけです。

今、日本の農業は、TPPの問題も含めて大きな岐路に立たされています。こうした中で、本市の基幹産業である農業の現状や今後の見通しがどうなるのかが、極めて関心の高いものがあります。

そこで具体的にお聞きいたしますが、1点目は、異常気象による主な農産物の生育状況についてであります。例年にない今年の大雪と雪解けの遅れ、長雨と低温続き、農作物の影響が懸念されますが、本市においては、主な農産物の生育状況がどのようになっているのか、お聞きいたします。

農業行政の2点目は、国営及び道営の農地整備の事業内容と進捗状況についてであります。過日行われた産業・厚生常任委員会での所管事務調査において一定の説明は受けたわけではありますが、不明の点もあり、改めてお聞きいたします。

国営農地再編整備事業の事業着手年次や事業内容、概算事業費、事業期間、平成24年度での事業内容と進捗状況についてお聞きいたします。

また、美唄市内で実施されている道営基盤整備事業の地区名と着手年次、事業内容、平成24年度までの進捗状況、完了予定年度につ

いてお聞きいたします。

あわせて、美唄市の全耕地面積に対し、現在、実施中の事業面積と今後予定されている事業面積の合計の面積の割合がどのようになるのか、お聞きいたします。

3点目は、「人・農地プラン」の事業内容についてであります。人・農地プランについては、農林水産省の資料を見てもよくわからないところがありますのでお聞きいたしますが、その事業内容についてお聞きいたします。

4点目は、本市における耕作放棄地の状況についてであります。T P Pに関連する議論の中でも、しばしば問題になっているものの1つに、全国にある耕作放棄地の問題がありますが、本市においては、耕作放棄地の発生状況はどのようになっているのか、それはどのような地域にあるのか、また、農地に占める割合はどの程度なのかお聞きいたします。

農業行政の5点目は、国の「新規就農総合支援事業」の本市の状況についてであります。この事業の内容と本市の取り組みの状況についてお聞きいたします。

大綱質問の2点目は、福祉行政についてあります。質問の中身は、生活保護制度にかかわる問題点についてであります。

今、参議院では、国民の生活圏を脅かす内容を持った生活保護法を今国会で成立させる動きが激しくなっています。これは、国民の生存権を保障する生活保護の理念を破壊するものであります。1950年施行の生活保護法の本格改定は今回が初めてです。安倍政権が提出した改定案は、60年以上にわたり国民の最低生活を守り、支える役割を果たしてきた生活保護のあり方を大もとからゆがめ、取り崩

す重大な内容を持っています。その象徴が、収入の道が断たれて福祉事務所に救いの手を求めてきた人たちを追い返すことを合法化できる条文の新設です。現行法では、保護が必要な人は口頭でも申請出来たのに、改定案では申請者が通帳や給与明細書などを提出しないと申請すら受けないとしたものであります。

今、全国の各地の福祉事務所では、さまざまな理由をつけて申請書を渡さない違法な水際作戦が横行しています。生活保護受給者が210万人を超えたことをもって、政府は保護費の削減と受給者を減らそうとしています。まさに本末転倒です。受給者が増えたのは、財界大企業の進める雇用破壊や低賃金、低年金など、政府の失政がもたらした結果であります。

そこで、具体的にお聞きいたしますが、1点目は、今回の予定されている法改定の主な内容について、どのようなものとして受け止めているのかお聞きいたします。

2点目は、ケースワーカーの職員研修についてであります。市の職員の業務内容は、さまざまな分野に分かれ、それぞれ専門的な知識も必要になると思いますが、生活保護に携わるケースワーカーについては、どのような研修が行われているのか、お聞きいたします。

福祉行政の3点目は、就労指導についてあります。市では、生活相談に来られた市民に対し就労指導をされていますが、その業務内容についてどのようになっているのかお聞きいたします。

4点目は、保護受給者の車の保有についてあります。どのような場合に保有が認められるのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、防災・消防行政についてであります。市民生活にとって何よりも大切なことは、毎日の生活が安心して暮らせることだと思いますが、そうする上で大切なのは防災であり、また、消防の活動は欠かせないものと思います。

お聞きしたいことの1点目は、地域防災組織についてであります。本市には、いくつかの地域自主防災組織がありますが、その役割と現状がどのようになっているのか、また、その防災組織に貸与している防災資材・機材はどのようになっているのか、その内訳についてお聞きいたします。

2点目は、消防力の基準に基づいた職員数についてであります。今、各地方自治体の中には、職員が不足して救急活動や消防活動に支障をきたしているという、そうした報道をしばしば耳にすることもありますが、本市においてはどうかということであります。

現在の職員数と消防力の基準に基づいた職員数はどのようになっているのか、また、救急の出動件数が年々増える中で、どのように対応しているのか、あわせて水害や地震などの災害が発生した場合の対応はどのようにしているのかお聞きいたします。

3点目は、広域化に向けての取り組みについてであります。この問題については、平成20年第1回定例会の一般質問でお聞きいたしました。今定例会でちょうど5年になります。今までの経過と今後の取り組みについてお聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 長谷川議員のご

質問にお答えいたします。

初めに、農業行政について、主な農作物の生育状況についてであります。今年、春先の雪解けの遅れと低温、日照不足によりほ場の条件が悪く、作業が大幅に遅れ、空知農業改良普及センター本所管内における6月1日現在の生育状況は、水稻が5日遅れ、秋まき小麦が6日遅れ、タマネギが7日遅れとなっているところでございます。

次に、国営及び道営事業についてありますが、国営農地再編整備事業の美唄茶志内地区は、平成24年度から事業着手し、農地の区画整理を実施するもので、受益面積は1,378ヘクタール、受益戸数は182戸、事業費は196億円であり、事業期間は平成35年までの11年間を予定しているところでございます。

また、平成24年度の主な事業内容としましては、測量調査、実施設計などで、事業費ベースでの推計進捗率は約1%となっております。なお、美唄地区は、本年度から事業着手することが決定しているところでございます。

次に、道営基盤整備事業は、沼の内地区と峰岩地区、中美唄地区が平成20年度から事業着手し、農地の区画整理を実施しており、各地域の受益面積、受益戸数及び平成24年度末の事業費ベースでの推計進捗率は、峰岩地区が約170ヘクタール36戸75%、沼の内地区が約204ヘクタール36戸86%、中美唄地区が約225ヘクタール40戸62%となっているところでございます。

また、事業完了年度は、沼の内地区が平成26年度、峰岩地区及び中美唄地区が平成27年度を予定しております。

次に、今後、整備予定の事業面積は、国営

事業では、美唄地区が1,682ヘクタール、道営事業では大富地区と北美唄地区を合わせて約760ヘクタール、新規希望地区が3地区で約890ヘクタールとなっており、現在、国営・道営事業を実施中の地区を合わせた面積は約5,290ヘクタールとなり、美唄市の耕地面積9,450ヘクタールに対する割合は56%となっているところでございます。

次に、「人・農地プラン」についてですが、このプランは、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などが危惧される中で、地域農業における人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」と言われており、地域内での話し合いを通じて中心となる経営体を決めて、その経営体に農地を集積する方策や地域農業のあり方などを定めるものであります。

また、人・農地プランを策定することで、中心となる経営体と位置づけられた農業者等は、青年就農給付金や経営体育成支援事業の助成対象者となることから、市では、各農協ごとに設置された地域農業再生協議会を単位にプランを策定しているところでございます。

次に、耕作放棄地の状況についてですが、昨年末の制度改正により、耕作放棄地は荒廃農地と名称が改められており、その面積は、本年1月時点で2.9ヘクタールとなっております。このうち1.3ヘクタールは西美唄、上美唄地区に点在しているほか、残る1.6ヘクタールは、主に住宅地に隣接する土地や国道に面したところに点在しております。

なお、これら荒廃農地の面積は、本市の農地面積の約0.03%となっているところでございます。

次に、「新規就農総合支援事業」についてですが、この事業は、新規就農者の確保と定着を目指すもので、その内容としましては、新規就農者の就農前における研修期間中の最長2年間及び就農後経営が安定するまでの最長5年間について、所得を確保するための給付金を交付する事業、法人が新規就農者を対象に実施する実践研修経費にかかる支援、地域リーダーを養成する農業経営者教育機関への支援などとなっております。

なお、本市では、3名の新規就農者に対し、就農後の所得を確保する青年就農給付金を平成24年度から交付をしているところでございます。

次に、福祉行政について、生活保護法の改定についてですが、今国会で審議されている生活保護法改正案の主な改正内容につきましては、生活保護費の基準の見直し、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化など、生活保護からの自立の助長をより一層促進する制度設計になっているところでございます。

具体的に申し上げますと、生活扶助基準では、本年8月から3カ年で段階的に現行の基準から改定幅が10%を限度となるように調整すること、就労支援では、就労支援プログラム等での活動内容を踏まえ、積極的に就労活動に取り組んでいると認められた方に対し就労活動促進費を支給すること、不正受給対策の強化では、官公署からの回答を義務づけることや、援助困難と回答した扶養義務者に対して、困難な理由について説明を求めるなど、福祉事務所の調査権限が拡大されること、医療扶助の適正化では、後発医薬品の使用が認

められた場合には、保護受給者に対し、その使用を促すことなどが盛り込まれているところでございます。

次に、ケースワーカーの職員研修についてですが、現在、本市においては、職場内での検討会議はもとより、近隣市とのケース検討会や情報交換、道が主催する社会福祉主事資格認定講習会や全道現業員研修会など、各種の研修会に参加しているところでございます。

次に、就労指導についてですが、本市の自立支援プログラムの具体的な取り組みとして、本庁舎内及びコアビバイのふるさとハローワーク内にそれぞれ就労支援員を配置し、65歳未満の稼働年齢層の保護受給者のうち就労支援を必要とする方に対し、支援員による就労相談、求人情報の提供や履歴書の書き方、面接の仕方や私生活上の就労阻害要因の相談など、就労全般に対する支援や相談に努めているところでございます。

なお、ふるさとハローワークに常駐している支援員については、ハローワークに訪れた保護受給者に対する就労相談や、パソコン等で求職状況を検索する際の指導なども行っているところであります。

次に、保護受給者の車の保有についてですが、生活保護法では、原則、車両の保有や使用は認められないところでありますが、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方や就労再開する際に通勤に自動車が必要と認められる場合、さらに、障がい者が通勤・通院する場合などの事情がある場合において、その保有を認めているところでございます。

次に、防災・消防行政について、自主防災組織についてであります。自主防災組織は、地域の住民が連携して地域の安全を守るための活動を行う組織で、平常時には防災知識の普及や啓発、地域内の安全設備の点検、防災訓練などを行い、災害が発生した場合には、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出や避難誘導、避難所の運営などが役割と考えております。

なお、市内の自主防災組織は、現在15団体1,568世帯となっており、組織率は12.8%と全道平均の48.4%と比較しますと低い率となっているところでございます。

また、自主防災組織へ貸与している防災資機材としましては、四つ折り担架、折りたたみ式リヤカー、救助用ロープ、トランジスタメガホン、消火器、消火バケツ、災害用救急箱など17品目となっているところでございます。

次に、消防力基準に基づいた職員数についてですが、現在の消防職員数は46名で、消防力の整備指針で示された職員数は68名となっております。整備指針の算定は、消防車両を基に必要な職員数を積み上げたものですが、本市においては、災害時に全ての車両が同時に出動することがないため、車両の乗換運用により、現在の職員数で対応しているところでございます。

次に、救急件数の増加に対する職員の対応ですが、現在は、救急車2台体制で救急業務を行っており、必ず救急救命士が救急車に乗車する人員配置とし、重複する救急出場時には、非番・週休職員を参集し、消防隊の人員を確保しているところでございます。

また、水害や地震等の災害発生時には、消防職員のみでは限界がありますので、日ごろから訓練を受けている消防団員との連携により、市民生活の安全確保に努めているところでございます。

次に、広域化に向けての取り組みについてであります。平成20年に、北海道が消防広域化推進計画を策定し、南空知圏4市5町の広域化の枠組みを示したところでございます。

このため、平成22年に南空知消防広域化等研究会を立ち上げ、南空知圏の消防に関する調査・研究を行い、平成23年に報告書をまとめたところでございます。この報告書では、広域化が望ましいとの内容となっておりますが、継続して検討することとし、現在に至っているところでございます。

なお、全国的に見ても、広域化に至った消防本部が8%に過ぎないことから、国においては、平成25年4月に市町村の消防の広域化の基本指針を一部改正し、広域化の推進期間を平成30年4月まで延長したほか、広域化重点地域の指定などが盛り込まれたところでございます。

これらを踏まえ、本年8月頃には新たな北海道消防広域化推進計画が作成されることとなっており、市としましても、この計画を踏まえ、さらに慎重に協議・検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- 議長内馬場克康君 2番、長谷川吉春議員。
- 2番長谷川吉春議員 この場から何点か再質問させていただきたいと思っております。

最初に、農業行政についてでありますけれども、1点目は国及び道営の農地整備の事業内

容、進捗状況を聞いた訳ですけれども、事業に対する美唄市の負担割合はどうなっているのか、また、その負担予定年度がどうなっているのかについてお聞きしたいと思います。

次に、人・農地プランの事業ですけれども、人・農地プランでは中心となる経営体を決めるということですが、どのような経営体があるのか、また、中心経営体に位置づけられたということ、青年就農給付金や経営体育成支援事業の対象となった経営体はいくつあるのか、その点についてお聞きいたします。

次は、本市における耕作放棄地の状況ですけれども、本市では2.9ヘクタールということで、美唄の耕地面積全体の0.03%ということでは、かなり比率が低いといえますか、そうしたことがいえると思うんですけれども、こうした荒廃地が、ある程度まとまってあったり、あるいは点在していると、そうしたいろんな状況があると思っておりますけれども。

こうした荒廃地、まとまっていればそれなりに使い道といえますか、利用・活用の仕方いろいろあると思っておりますけれども、点在しているということになると、なかなか活用が難しい点もあろうかと思っておりますけれども、本市においては、荒廃農地を今後どのようにしようとしているのか、その予定についてお聞きしたいと思います。

次に、国の新規就農総合支援事業についてでありますけれども、これは、こうした取り組みが全国的にも行われて、昨日の同僚議員の質問に対しても、空知管内、近隣の状況などもお答えされているところですが、これは、言ってみれば国の予算によって実施され

ているわけですが。

本市においても、今後ともますます、そうした新規就農者に来て欲しいということでは、そうした要望が強いわけですが、そうした新規就農者に対する市独自の支援策がどうなのかということで、そうした支援策があれば教えていただきたいというぐあいに思っています。

次は、福祉行政についてであります。今、国会でいろいろ議論されている最中なんですけども、先ほど申し上げましたけれども、今度の法改正、やはり、最大の目標が生活保護者を減らすという問題、あるいは生活保護者を増やさないと、いわゆる水際作戦ということで申請者そのものを受け付けない、そうしたことが強められるということが大きな特徴になっているというぐあいに思うわけです。

それで、具体的にお聞きしたいんですけども、1つは、就労支援プログラムを作成するということですが、プログラムの作成に当たっては、これは本人の同意のもとで行われているかどうか、あるいは市の職員が、ケースワーカーが単独でいいですか、一方的に作られているものなのかどうか、その辺がどうなっているかのという問題と、プログラムどおりに実施されなかった場合どうなるのかということです。

いろいろプログラムを作って、その実施に向けて取り組んでいる保護受給者が、いろんな事情でプログラムどおりにいかなかったという場合も往々にしてあると思うんです。そうした場合、どうなるのかということ。

それから、先ほどのご答弁の中で、就労活動促進費が支給されるということですが、

その金額はいくらなのかということ、それから、それは収入認定されるのかどうかという問題です。

それから、その就労活動促進費の支給については、条件として積極的に就労活動に取り組んでいると認められる場合ということなわけです。それじゃ取り組んでいると認めるのは、どういう場合に認められるのか、どういう場合には認められないのかという、そうした基準がどうなっているのかという問題です。

例えば、就労活動費が毎月、半年間ですか、支給されると、一生懸命、就労活動を、本人もあちこちの会社、企業を訪ねて行ったり、あるいはハローワークに行ったりして、いろいろやっていて就労活動費を支給されるわけですが、ただ、それができなくなる場合があると思うんです。いろんな事情で、健康上の理由だとかいろんなことで、それができなくなる場合があるわけですが、そうした場合に、積極的に取り組んでいるという基準がどうなるのか、それについて、どのようなになっているかです。

それから3つ目が、扶養義務者に対する説明ということで、これも非常に今大きな社会問題になっていますよね。ひどいところでは、保護申請に行った人に対して、扶養義務者に「あんたの方から、扶養義務者から一筆書いてもらえ」と、どういうことを書いてもらうかと言ったら、「あんたが死んでもあんたの骨は拾わないぞ」ということを扶養義務者に書いてもらえというような、とんでもないことを言っているケースワーカーもいるわけです。美唄ではそういうことはないんですけどね。

そうした扶養義務者に対する問題が出てき

てる訳ですけども、今度の法改正の中で、扶養義務者に対して説明、保護者に対する支援ができないとすれば、できない理由を福祉事務所の方に提出しなさいということになるわけですね。その説明が福祉事務所に対する説明が文書になるのか、あるいは口頭になるのかということと、もし、文書で出さなければならぬという場合、その文書を出さなかった場合に、扶養義務者が、「私のところはこういう事情で保護受給者に対して支援はできませんよ」と、理由を書いた文書を福祉事務所の方に提出されなかった場合どうなるのかと、そのことを理由にして保護が支給されないということになるのかどうなのか、その点がどのようになるのかお聞きしたいと。

それから、今度の法改正の中でのもう一つの問題では、いわゆる後発医薬品の問題ですけども、後発医薬品を使うように促すということですけども、その促す相手は誰なのかと、保護受給者に対して促すのか、あるいは受給者が通っているかかりつけの病院というか、お医者さんに促すのか、その辺のところどのようになるのかお聞きしたいというぐあいに思います。

それから、ケースワーカーの職員研修ですけども、様々な形で職員研修がされていると思うわけです。研修の中身は、当然、最初のご答弁にありましたように、最近、稼働年齢の人であっても生活保護を受ける人が多いということから、そうした研修も増えてきているんだということですけども、それとあわせて、様々な要件で生活相談に来る人たち、非常に幅が広いわけですけども、そうした人たちに対する対応ですね。中には精神的に不

安定な人などもいると思いますし、また、あそここの福祉事務所に入っていくこと自体が非常に勇気のいることですよ、一般市民にすればね。勇気を奮い起こして行かなければならなくなった事情というのは、いろんな事情があるわけですけども、そうした事情をそのままケースワーカーにお話するということができない場合もあるわけです。

そうした様々な条件に合った形での、どう対応するのかということでの研修がどのように行われているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから次に、就労指導についてでありますけども、私は、これまで何回か本会議の中で、一般質問の中でも、本人の事情にあった形での就労指導ということでは、必ずしもそうでない例がいくつかあるということで質問させていただいているわけですけども、就労指導という部分でいえば、非常に国からの、いわゆる就労を勧める、強化するということでの取り組みと申しますか、そうした指導がかなり強いんでないかというぐあいに思いますけども、これまで指摘した部分も含めて、就労指導に対してどのように改善した部分があるのか、あるいは就労指導に対して市はどのようにお考えなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

次に、防災・消防の問題についてでありますけども、地域の自主防災組織、美唄でいえば12.8%ですか、非常に組織率が低いということが言われてますよね。

私はこれまで、市民会館で行われた地域代表者会議などに出席する中で、それぞれの町内会で取り組んでいる防災組織の活動につい

ての報告をいろいろお聞きした中で、地域防災組織が地域の中で非常に役立っているといえますか、防災、これに取り組むことによって、地域の中での、町内の中での人と人のつながりが広がったとか、あるいは人と人のつながりが強まったとか、あるいは各家庭に消火器の設置が進んだということだとか、火災報知器といえますか警報器といえますか、その設置が進んだとか、様々な形でそうした活動が報告されておりますし、何よりも、やはり町内の中での人のつながりが広がったということが評価できるんでないかというぐあいに思いますが、そうした組織をもっともっと広げていかなければならないというぐあいに思うわけです。

南美唄にはいくつかの地域防災組織がありますけれども、私が所属している1・2丁目町内会ではまだそれができていないわけですね。役員会でもいろいろ話にはなるんですけども、なかなか地域全体が高齢化しているとか、担い手がないとか、様々なそれができない要因があるわけですが、やはり、美唄全体としても組織化を急ぐということが必要だと思うわけですが、組織率の向上に向けての市としての取り組みをどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

それから、消防力基準に基づいた職員数についてでありますけれども、職員数については、いわゆる消防力整備指針での人数でいえば68名ということで、現在は46名ということで少ない人数でやっているわけですね。いろいろお聞きしますと、車両が全部出動することはないので何とかやっていけるんだということだとか、場合によっては、週休とったりして

いる人たちに急遽出動してもらおうとか、そういう形でいろいろ操作してるということですが、私は今後、これからの美唄、高齢化が進んでいる中で、やはり救急車の出動回数も増えてくるだろうし、さまざまな形で消防に頼るといっても大きくなっていくと思うわけです。

私は、消防力基準に基づいた職員数というのは、それなりの理由があって決められていると思うわけです。今後の美唄のためにも、市民が安心して暮らすためにも、職員数をもっと増やすということが必要だというぐあいに思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、国営及び道営事業の負担割合等についてであります。国営事業の本市負担割合は4%で、負担時期は美唄茶志内地区が平成36年度に、美唄地区が平成37年度に償還する予定でございます。

また、道営事業では、農家負担軽減対策として実施している食料供給基盤整備強化特別対策の市負担の割合が2.5%で、負担時期は事業実施年度となっているところでございます。

次に、人・農地プランの経営体についてあります。このプランでは、今後、地域の中で中心となって農業を担っていく個人や法人を「中心となる経営体」、そのほかの方々を「中心となる経営体以外の農業者」としてプランに掲載しているところでございます。

本市の3つの地区のプランについて、それ

ぞれ全体の経営体数と中心となる経営体数並びに中心となる経営体数の割合の順で申し上げますと、美唄市農協地区のプランは、440経営体中、中心経営体は335で割合は76.1%、峰延農協地区のプランは、206経営体中、中心経営体は164で割合は79.6%、大富連合会地区のプランは、33経営体中、中心経営体は29で割合は87.9%となっているところでございます。

また、中心となる経営体の中で、本年度において各事業の対象となる方は、今のところ青年就農給付金が3経営体、経営体育成支援事業が24経営体となっているところでございます。

次に、荒廃農地への対応についてでございますが、2.9ヘクタールのうち1.3ヘクタールについては、基盤整備が計画されているため、事業実施後には耕作が再開される予定であります。残り1.6ヘクタールについては、当面は管理耕作などが継続されていく予定であり、今後とも荒廃農地の解消に向けては、農業委員会をはじめ関係団体と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新規就農に対する支援についてでございますが、新規就農者を対象とした市独自の支援策はございませんが、本市農業が持続的に発展していくためには、担い手の確保や育成対策が重要な課題であると考えており、近隣市町の取り組みなども参考にしながら、本市において実施可能な取り組みや対策について検討していく考えであります。

なお、新規就農者も含め、農業後継者等が研修に参加したり研修を実施する際の費用については、農業振興基金の支援も受けられる

ことから、こうした支援策を有効に活用していきたいと考えております。

次に、就労支援プログラムについてでございますが、就労支援プログラムに参加される場合は、保護受給者に対し内容を説明し、書面にて本人の同意を得た上で実施しているところであり、プログラムの内容に則して行われなかった場合は、本人に確認した上で必要な相談や支援をしてまいります。

次に、就労活動促進費の支給基準については、支給対象期間は原則6カ月となっております。対象者については、早期就労により保護脱却可能と判断され、自ら積極的に就労活動に取り組んでいると福祉事務所が認めたものとなっております。支給額は月額5,000円で収入認定はしないものとなっております。

次に、扶養義務者に対する説明についてでございますが、現在、福祉事務所が必要と認めた場合は、扶養義務者に対して報告を求めることとなっておりますが、この扱いについては、平成26年4月からの施行予定となっております。現在、国から具体的な要綱など示されていない状況になっているところでございます。

次に、後発医薬品についてでございますが、医師が使用可能であると判断した処方せんを持参した保護受給者に対して、薬局が後発医薬品についての説明をした上で使用を促し調剤することとなっているところでございます。

次に、職員研修についてでございますが、道が主催する各種の研修会や講習会において、精神に障がいがある方や引きこもりなどに関する事例発表を通して、それぞれのケースに見合った処遇の研修などを行っているところ

でございます。

次に、就労指導についてでございますが、保護世帯には、傷病世帯や母子世帯、障がい世帯など、さまざまな世帯がありますので、これまでも世帯に応じた対応を行ってきたところでございます。

また、指導の方法など、新たに改善した部分は特にありませんが、今後につきましても、就労が適切に推進されるよう、引き続き世帯の状況に合ったきめ細かな就労指導を行ってまいります。

次に、地域自主防災組織についてでございますが、災害時において共助を基本とした自主防災組織の活動は、被害を軽減させるのに極めて重要なものと考えているところでございます。

市といたしましては、防災資機材の貸与・更新、防災訓練などの支援、防災の出前講座や消防署と連携した講習会などを通じて、市民の皆さんの連携と安全・安心な暮らしが図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、組織率向上に向けては、自治組織代表者会議や地域応援チーム、広報紙メロディー、市ホームページなどを通じて、自主防災組織の重要性について引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、消防職員数でございますが、消防力の整備指針で示す消防職員数については、十分に認識しているところでございますが、先ほど申し上げたとおり、車両の乗換運用により、それぞれの災害に対応した出動体制をとり、現有する消防職員や車両・装備で対応できるものと考えております。

また、今後予想される高齢化等による救急件数の増加に対しましては、救急にかかわる職員の資格者を増員させ、現有の消防職員で対応していくこととし、市民の暮らしの安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 2番、長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員 福祉行政の生活保護の問題に対して、何点か再々質問させていただきたいと思っております。

1つは、就労活動促進費についてでございますけれども、就労活動を一生懸命取り組んで、できるだけ就労できるように、企業を訪問したりしている中で促進費が支給されるわけですが、例えば、6ヶ月あったら6ヶ月経って、そうした就労して生活保護から脱却するっていいですか、それができない場合はどうなのかということだとか、あるいは就労をしたけれども収入が生保の基準以下だったということになると、当然、不足分については支給されるわけですが、その場合は脱却ということにならないわけですね。

そうした場合に、支給された費用は返還しなければならないのかどうかということについて、1つお聞きしたいというぐあいになります。

それから、後発医薬品についてでございますけれども、これは、医師が処方せんに「後発医薬品を使うことも可能ですよ」という形で処方せんに書き込むということで、患者さんはそれを持って薬局に行くわけですね。そうすると薬局の方では後発医薬品を、それでは、どういう種類の医薬品を使うのかということ

を、それは薬剤師が判断するのかなのかですね。同じ効き目といたしますか、そういうものであっても、新薬と後発薬品とは、やはりいろいろな面で、例えば副作用の問題等さまざまな面で違う部分があるわけですが。

お医者さんが処方した薬剤・薬品に対して、後発薬品使ってもいいですよという場合に、その薬品の種類っていいですか、それを誰が決めるのか、薬剤師なのかどうか、その辺についてお聞きしたいというぐあいに思います。

それから、ケースワーカーの職員研修についてですが、研修の中で、様々な事情を抱えて相談に来る人たちに、懇切丁寧にきちんと対応出来るようにということでの研修はされていると思うんですよ。美唄においてはそうっていないと言うつもりはありませんけれども、しかし実際には、ほかの福祉事務所ではそうしたことが実態として起きている訳ですよ。

例えば、今年の1月に札幌の白石で42歳のお姉さんと40歳の妹さんが孤立死といたしますか、1人は脳内出血、1人は凍死と、障がい者の方は凍死ですね、妹さんの方がね。そうした非常に悲惨な状況が発生したわけです。

このご姉妹が、これまで白石の福祉事務所に2010年6月、2011年4月、同じく2011年6月の3回、白石区の方の福祉事務所に相談に行ってるんですよ。けれども保護を申請するところにはなっていなかったわけですね。そして、お金がないために、病院に行きたくても行かれないということで、お姉さんが脳内血腫ですね。そういう病気で亡くなったと、妹さんも凍死と、電気も水道も、

ガスも止められていたという非常に悲惨な事故が起きているわけです。

こうした問題に対して、大学の教授だとかいろいろな人たちが集まって調査団がつくられて、各地で起きているそうした問題について調査していると、その調査が5月15日に白石の福祉事務所に入っているわけです。その中で、なぜ生活保護を受けなかったのかということについて調査している訳ですが、そのお姉さんの方に対応したケースワーカーといたしますか、福祉部の部長さんは、生活保護が受けられる状態だったと、けれども本人が申請しなかったから受給されなかったんだというぐあいに言っているわけですね。

本人の状態がどうだったのかということでは、ケースワーカーが、来庁した市民とのやり取りといたしますか、その記録が受付表という形で残されているわけですが、その受付表の中にこういうのがあるんですよ。

「主に対して」、これは世帯主という意味だと思えるんですけど、「主に対し能力、資産の活用等、生活保護制度全般について説明、高額家賃について教示、保護の要件である懸命なる就職活動が必要だということを伝えた」というのがケースワーカーの受付表の中に入っているわけですね。これも非常に大きな問題なわけです。

高額の家賃と言いますが、その姉妹が入っていた家賃が月額5万円、ここの基準が4万6,000円、だから若干超えているわけですが、家賃が超えていることが、生保を受けられない条件だというような受け取り方をされるような、そういう説明をしてるわけですね。家賃の問題だとか、あるいは懸命に

就職活動するという事は、生活保護の申請の条件には入っていないわけです。しかし、そうしたやりとりの中で、本人は、「それだったら受けられないんだな」ということで申請まで至らなかったというのが実情なわけです。

そうした、いわゆる職員の対応の仕方が、まさに、何というんですか、悪い言葉でいえば血も涙もない、そうした対応の仕方だったと私はそう思うんですよ。その結果、病気になっても病院に行かれないで脳内血腫、あるいは妹さんは凍死するという事態が発生してるわけですね。

私は、こうした来庁した生活相談に来た人たちに対しては、やはり市民に対して血の通った相談ということをやむを得ず、取り組んでいていただきたいというぐあいに思います。

その点について、どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

それから次に、就労指導についてでありますけれども、先ほどのご答弁で、本人の実情を勘案して就労を指導していきたいということですが、果たして、それが今後どのようになるのかという問題が心配されるわけです。

実は私、昨日、自宅に帰ったら郵便物としてこういう冊子が届けられていました。「生活保護関係全国係長会議資料」ということで、5月20日に行われた会議の資料ですが、発行したのが厚生労働省社会援護局保護課ということで、これは、保健福祉部の方では皆さんお持ちだと思えるんですね。私のところに送ってきたのは、「北海道生活と健康を守る会」という組織、これは全国組織でもあるんですけれども、その組織から送られてきたものですが、この中で、いわゆる就労支援の

問題についても非常に詳しく、どのように取り組まないとならないのかということが書かれています。ページ数にすると、就労支援のものだけで4ページ半になるわけです。

私はこの問題で、この場で立ち入った質問をしようと思いませんけれども、1点だけ、ちょっと文章を読みあげてみます。「自立活動確認書について、保護開始直後から早期脱却を目指し、6か月以内の一定期間を活動期間と定め、本人の同意を得た上で、その活動期間に行う就労自立に向けた具体的な活動内容とその活動を計画的に取り組むことについて、保護の実施機関と被保護者との双方で確認をする。その確認内容に基づき、保護の実施機関は、その期間内に保護脱却できるよう、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行うものです」と、今読んだ部分だけでも5、6行ぐらいしかなくなっているんですけども、これが4ページ半にわたって、就労支援について書かれているわけですね。

だから私は、この保護法が成立した場合、これまで、必ずしも適切でなかった就労指導というのが、今後ますます増えるんじゃないかというぐあいに思うわけです。

そうした点では、本人の実情というのは、相当やっぱり丁寧に実情をお聞きしながら、その人に合った形での就労指導というのは、ぜひ強めていただきたいというぐあいに思いますけれども、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、就労活動促進費についてでありま

すが、支給期間や支給停止の要件はありますが、結果として就労が実現しない場合や保護が廃止にならない場合における返還規定はないところでございます。

次に、後発医薬品の種類につきましては、薬局側が医師とも相談の上、薬剤を処方することとなっているところでございます。

次に、相談者への対応についてでございますが、保護相談時においては、電気料金や水道料金などライフラインの滞納状況を本人から聞き取りをするほか、健康保険への加入状況や他の福祉サービスの利用の有無などについても確認をし、生活状況の把握に努めているところでございます。

また、申請がなかった場合においては、その後の状況の把握など、必要な対応に努めているところでございます。

次に、就労指導についてでございますが、活動状況を確認して、採用に至らなかった場合、その要因について就労支援員と保護受給者が話し合うなどしながら確認を行っているところでございます。

また、本年8月からは、一定の要件に該当した場合は、就労活動促進費の中で、求職にかかわる活動経費についても含まれることとなっております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議

を開きます。

倉本議員の質問から入ります。

1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員（登壇） 2013年第2回定例会に当たりまして、大綱4点について、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱の第1でございますが、政権交代後の市の財政運営についてでございます。私は、先の第1回定例会でも同様の質問をいたしておりますが、高橋市長は、景気回復や雇用の拡大を期待しつつも、経済、市民生活への影響や国の財政赤字などを危惧され、あわせて、これまでの財政健全化の取り組みを無視するような地方交付税の削減は容認できないとされております。そして、北海道市長会を通じて意見表明をされるというお答えをいただいております。

今、第2次安倍自民党内閣が誕生して半年が経過しております。安倍内閣は、日本銀行をも巻き込んだ大胆な景気回復を狙ったアベノミクスが、実質的な効果を生み出すことなく、円安や株価の投機的な要素が強い上昇で、国民の高揚感や消費行動を助長させているものの、多くの国民や地方で生活する私たち美唄市民も、実質的な景気回復の実感を持つことができないのではないのでしょうか。

また、国民生活に直接影響する電気料金の大幅な値上げや、輸入原料にかかる食料品をはじめ、工業製品の価格に確実に影響している。そして大幅に、これは消費者価格に転嫁することが困難であるとして、中小零細の企業は、企業努力として、ますます厳しい経営を強いられているものと考えているところでございます。

加えて、大都市を中心とした地域間格差が顕著となり、大都市特区構想が話題となったり、東京都知事が、「東京は国の財源の大半を支えている」と堂々と発言したり、大阪市長が、国際・国交問題に影響する物議を醸し出したり、このような、大都市のおごりに象徴されるように、地方の切り捨てにますます拍車がかけられているのではないのでしょうか。

加えて、安倍晋三内閣総理大臣は、悲願もしくは執念とも言える政治課題として、我が国が世界に誇る平和憲法を改正し、立憲主義と基本的人権をないがしろにして国益を優先するなど、そして最終的には、外国での戦闘を可能とする国防軍の創設を狙い、憲法 96 条先行改正をしようとしていることに、私は極めて危機感を強めているところでございます。

さて、地方自治を取り巻く環境は、アベノミクスの公共事業に頼るために、国からの財政支援をいかに確保していくかが重要なこととなり、利権や一部勢力の利害関係が、住民の暮らしとはかけ離れた地方自治を生じさせかねないものと危惧するものであります。地方分権や地方主権がその本来の意味を失い、地方の財政基盤の脆弱さは、これまで同様に看過され続けているのではないのでしょうか。

そこで、アベノミクスにおける、いわゆる経済政策の 3 本の矢が示されたわけですが、まずは、3月に行われた北海道市長会の意見表明の具体的な内容とその扱いについて、お伺いをいたします。

あわせて、国は、地方交付税の扱いで、復興財源とするため、限定的に削減した国家公務員の給与削減の水準を、要請とは名ばかりで、地方の自治を無視して強制的に地方公務

員にも求めているところでございます。

このことにより、地方交付税における給与関係費の大幅な削減が見込まれるところですが、美唄市としては、既に職員給与の独自削減を先行しているところであり、これまで高橋市長はさらなる削減をする考えはないものとされておられますが、改めて、独自削減の内容と独自削減の拠り所とする本来の給料表の扱いについて、お伺いをいたします。

また、地方公務員の給与水準の削減による平成 25 年度地方交付税の給与関係費が、美唄市における影響をどの程度見込まれておられるのかを伺うところでございます。

大綱の第 2 は、指定管理者についてでございます。東日本大震災の復興事業に取り組んできた、岩手県山田町で発生した北海道の旭川市を拠点とする「NPO大雪りばあねっ」との事件が報道されて、事件の真相は今後の推移を待つしかないものと考えておりますが、現状としては、復興に関する億単位の委託事業費が、その契約内容を履行することなく受託NPO法人が破産し、職員の給与の不払いをはじめ、リース契約による不適切な経理内容が明らかにされ、実質的に税金が用途不明になっているものであると考えるところでございます。この事件では、NPO法人はもちろんのこと、岩手県や山田町、そして認証機関でもある北海道の責任についても、今後、明らかにされるものと考えてところでございます。

この事件は、NPO法人の代表個人による特殊性があるものとも考えておりますが、NPO法人の運営実態のチェックの弱さも露呈しているものではないかとも言えるのではな

いでしょうか。

そこで、全国の自治体では、指定管理者制度の導入が定着し、行政サービスの効率・効果的な提供をしているとされておりますけれども、私は、制度そのものに当初から、直営か指定管理のどちらかを選ばなきゃならないという原則が、この業務を丸投げとしてしまう要素も含んでいるのではないかと考えるところでございます。収益事業が本来の目的ではないNPO法人の財政基盤の脆弱さ、これもあり、法人運営については継続的な実証点検を怠ってはならないことをこの事件は象徴しているのではないかと考えております。

美唄市におきましても、多くの施設を指定管理者が管理運営をしているところでございます。受託指定管理者には、株式会社やNPO法人、任意団体などがあり、契約内容も様々で、中でもNPO法人については、実態として、指定管理をその法人の主な業務として設立され、法人運営の経費も指定管理費に大きく影響されている実態ではないかと考えるところでございます。

市として、指定管理者としての業務を適切に履行することを求めることは当然のことではありますが、それぞれの法人自体の運営は決して余裕のあるものではなく、私としても、NPO法人それぞれが大変なご努力をされているものと敬意を表するところでございますが、法人運営が厳しいからこそ、その実態を把握し、美唄市としてもサポートしていく必要があるのではないかと考えるところでございます。特に、雇用されている職員の皆さんの業務実態や雇用条件など、その実態を的確に把握していくことも大切なことだと、これ

まで、いろんな場面で申し上げてきているところでございます。

そこで、改めてではありますけれども、契約行為に当たって、市として、NPO法人との指定管理者契約手続における法人の運営状況などの資格審査に対して、どのような扱いをされているのか、その実態を伺いたいと思います。

また、美唄市で、NPO法人が指定管理者とされている施設等は、教育委員会所管の施設が多くあり、契約後の担当は各所管が行うものと理解しておりますけれども、指定管理業務のチェック及び法人としての財務状況を含んだ運営内容をどのように把握されているのか、教育長にお伺いをいたします。

大綱の第3は、労働行政についてであります。まず、市内の雇用の充実や拡大が一向に改善されず、先ほど申し上げましたが、アベノミクス効果も多くの国民市民には実感が持てない現実であると考えております。そして、いわゆる非正規労働者の実態にも大きな変化は見られていないのではないのでしょうか。

このような厳しい労働環境において、政府の規制改革会議の答申が示され、雇用に関しては、金銭による解雇を容易にしたり、限定社員の創設など、これは、全く使用者の都合で雇用止めを行いやすくする環境を今つくろうとしているところであります。このままでは、ますます働く者の立場を無視した雇用がまかり通る社会が生まれようとしています。

美唄市におきましても、私は、様々な労働相談の内容をお聞きする機会を経験しておりますが、共通することは、労働者の現実の立場は極めて弱く、雇用主も労働者にかかる法

令等による権利擁護に対して、一定の理解はするものの、経営を維持していくためには最小限の取り組みしかできない実態があるのではないかと考えるところでございます。

先日の北海道新聞の特集で、「裁判外紛争解決手続」略してADRということらしいですけども、このことについての記事が掲載されておりました。これは、紛争解決の手続として、当事者間による交渉と裁判所による法律に基づいた裁断との中間に位置するものであり、ADRは相手が合意しなければ行うことは出来ないが、紛争解決の方法としては、早い段階の紛争解決の手段として注目されているということでした。これは、いかに労働紛争が近年多発しているかを感じさせる特集記事であるものと思ったところでございますし、私は、企業の経営は関係法令を遵守し、そこに働く労働者の権利を守ることも企業経営の原則の1つであるということをも十分認識していくことが必要であるものと考えております。同時に、多くの働く皆さんも、労働者の権利などに係る法令や制度などについて理解を深めることも大切ではないかと思えます。日ごろから雇用主と共通認識を深め、利益が相反することが多い雇用環境について、みずからの権利も自覚して、雇用主との信頼関係のもと、安心して働き続けることができる職場を確立することも大切なことであるものと考えております。

一般的に、労働組合の環境がある場合を除き、多くの労働者は、賃金不払いや長時間労働による障害や雇用止め、このような事象が生じた段階で初めて、それまで悩み苦しんでいた中で労働相談、紛争解決に足を1歩踏み

出す、こんな現状ではないでしょうか。

そのためにも、全国の多くの自治体や北海道でも取り組んでいる、労働条件や勤労者福祉にかかる社会保障制度などについて、少しでも理解を深めることができる「働く者のガイドブック」などを、美唄市においても主体的に編集し活用することについて、市長のお考えを伺います。

あわせて、このガイドブックの活用については、市役所の日常的な窓口における生活相談や納税相談などで、効果的に使われるものではないかとも考えております。そのためには、市の職員自身が、その内容について認識を深めることも大切であり、職員研修の場でも取り組んでいただき、多くの職員が、みずからも労働者としての自覚を持ちながら、労働者の権利などについて理解を深め、適切な相談や解決への誘導が可能となるのではないのでしょうか。このことについても、市長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

大綱の第4は、教育行政についてであります。私は、これまで教育委員会改革について何度かお伺いをしてきておりますが、現行の教育委員会制度につきましては、高橋市長や教育長は、地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育の中立性や特色ある美唄市の教育についてご努力をされているとの取り組みをお示しをされております。

しかし、本年4月に、政府の教育再生実行会議が安倍晋三首相に提言した教育委員会制度改革案は、教育長を教育行政のトップに据え、その任命権を自治体の首長に持たせるとしております。これは、責任と権限を明確に

し、教育問題への迅速な対応を可能とする狙いであるとしてもしております。

私は、この提言は教育委員会制度の根幹にかかわる内容であり、現行の合議制を根本から変え、首長の意図を教育施策に強く反映しようとし、教育の継続性、安定性ととも政治的中立性が脅かされ、選挙で首長が変わるたびに教育政策が変わったり、多選により政策が硬直化するのではないかと大変心配するものであります。

しかし一方、今回の提言は、現行制度の課題や弱点をついているのではないかと考えております。戦後当初は、教育委員会は公選制であり、1956年から任命制となり、これまで長い期間経過しておりますが、一般的に、地元の名士や有識者などが名誉職的につくようになり、委員の多くは50から60代の男性で、女性や現役の子育て世代の委員は非常に少ない事態も生まれてきているのも事実ではないでしょうか。そのことで、本来の趣旨でもある、広く住民の意見を反映させるため一般市民が教育委員を務め、行政から独立して地方自治を実現する、このことが、なかなか実践されていない現状もあるのではないかと思います。さらに、一般的に委員は月1、2回の会議に出席し、事務局が用意した案件を追認するだけで、市民も誰が教育委員なのかさえ知らないという見方もされているのではないのでしょうか。

このような現状への処方せんとして、提言では、教育長に権限を一元化させるとしてまいります。このことは、首長に任命・罷免される教育長は、首長に「ノー」と言うことは限りなく制限され、首長の意向だけで教育政策が

押し進められ、学校現場や住民の声が活かされない危険性を強く感じるものでございます。

また、首長に権限が集中すれば、教員統制も強まるのは明らかであり、物言わぬ教師が生まれることにも、大変危惧感を持つところでもあります。

私は、これまで教育委員会制度の改革に、それぞれの市町村教育委員会で取り組んできている現状を点検することなく、この提言は、現行制度が抱える問題をどう解決するのかといった議論もないまま、安倍総理の意図を受けて拙速にまとめられたものと考えてるものであります。

そこで、教育長にお伺いをいたしますが、この政府の教育再生実行会議の提言した教育委員会制度改革案に対して、どのようなお考えをお持ちになるのか、これを伺いたいと思います。

あわせて、この提言の背景にある現行教育委員会制度の形骸化については、教育委員会の基本的な役割である、広く住民の意見を反映させる、このためには、普段から教育委員と市民の皆さんが教育について話す機会がなければならぬものと考えているところですが、美唄市教育委員会として、現状の認識と具体的な取り組みについてお答えをいただきたいと思っております。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、政権交代による地方行財政運営について、本年3月に行われた北海道市長会の

意見表明の内容とその後の扱いについてであります。北海道市長会では、国の地方公務員給与削減要請に対する意見について、3月8日開催の記者会見において表明をさせていただいております。

その内容としましては、1点目には、地方公務員の給与は、それぞれの地方公共団体が主体的に決定するものであり、また、地方交付税は地方固有の財源であることから、今回の国の措置は地方自治の本旨に照らし、極めて不適切なものであること。

2点目には、これまで地方公共団体が断行してきた職員定数の削減や諸手当を含めた総人件費の削減などの取り組みの成果を省みることなく決定されたものであり、また、削減基準としてラスパイレス指数を適用しようとしているが、これは給与月額のみでの比較であり、諸手当を含めた給与の全体を総合的に比較する指標とはなり得ないものであること。

3点目には、北海道の市町村において、過去10年間で職員数では約8,300人、総人件費では約1,200億円もの削減を行ってきており、このことが地域経済に少なからず影響を与えてきたところであり、今回の措置により、さらにその影響が拡大することが危惧されるものであること。

4点目には、地方公共団体がこれまで取り組んできた行財政改革を斟酌することなく、広く税財源などについて十分な協議がなされないまま、一方的に削減方針を決定したことは、これまで築き上げてきた国と地方の信頼関係を大きく損なうもので、到底容認できないものである。としております。

その後の扱いとしましては、5月16日に函

館市で開催されました春季定期総会において、決議をしているところであります。

なお、全国市長会においても、地方六団体として同様の要請等を行っており、衆参両院の総務委員会における地方交付税法の審議に際して、「地方公務員給与は各地方公共団体が地方公務員法の規定に基づき、自ら決定するものであることを基本として対処すること」とした決議がなされております。

次に、美唄市の給与独自削減の拠り所としている給料表の扱いと本年度の地方交付税の影響額についてであります。財政健全化計画に基づき、平成21年度から行っている職員給与の独自削減は、給料については、本則の給料表に、3級以上の各級で定めた削減率を乗じた削減後の給料表を別途定めており、期末・勤勉手当については、支給割合を3.5月と定め、支給割合の削減とともに役職加算の凍結も行っています。その結果、平成21年度当初では、年間の平均削減率が14.6%となつたところであります。

平成22年度以降も、平成21年度に定めた給料表により、同じ内容の給与削減を行っていますが、人事院勧告に伴う本則の給料表や期末・勤勉手当の支給割合の引下げにより年間の平均削減率は減少しており、平成25年度当初では10.3%と試算しているところであります。

一方、平成24年度から行っている国家公務員の給与削減は、給料については削減後の給料表を定めず、本則の給料表に各級で定めた削減率を乗じた額を減じ、期末・勤勉手当については、手当算定基礎額を一定率減じた結果、年間の平均削減率は7.8%となっている

ものであります。

今回の国の地方公務員給与に対する要請は、国家公務員給与の減額後の水準を求めるものでありますが、本市においては、国を上回る独自削減を行っていることから、今回の要請に伴う新たな措置は不要であると判断したところであります。

次に、国家公務員給与削減に関連した本市の今年度の地方交付税の影響額についてであります。普通交付税の算定は、例年7月下旬頃であります。国から示された地方財政対策等の資料に基づき試算すると、基準財政需要額において約1億円の減と見込んでおります。

なお、給与削減分があるものの、緊急課題への対応として、地域の元気づくり推進費等が計上されており、この算定に当たっては、各地方公共団体の人件費の抑制努力が反映されることとなっていることから、減額見込額の一定程度は補てんされるものと見込んでいます。

次に、NPO法人の指定管理についてであります。公の施設の指定管理につきましては、指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、内部委員と学識経験者等の外部委員で構成する「美唄市公の施設指定管理者選定委員会」において、NPO法人を含めた申請者から提出された書類の内容についてヒアリングを行い、総合点数方式による最高得点者を指定管理者候補者として選定することとしております。

申請に際しての提出書類につきましては、「指定管理者指定申請書」、「宣誓書」、「事業計画書・収支計画書」、「登記事項証明書・定

款・寄付行為・規約等」、「直近年度の貸借対照表・損益計算書等の財務諸表」、「前事業年度の営業報告書」、「法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書」、「その他市長が必要と認める書類」となっており、これらの内容を審査して、指定管理者候補者を選定しているところであります。

次に、労働行政について、「働く者のガイドブック」の編集と活用についてであります。市では、これまでハローワークや関係団体などと連携を図りつつ、緊急雇用対策事業などの就労支援等を通じ雇用の創出に努めているところであります。近年、就業構造の変化や多様化が進み、非正規労働者の割合が増加している中、労働者や事業者がそれぞれの立場から労働に関する制度等についての理解を深め、働きやすい職場環境を整えていくことは重要であるものと考えております。

道においては、労働者の労働条件の確保やゆとりある就業環境の整備のほか、非正規労働者の処遇改善を図るため、労働に関する法律や制度面の基礎知識、労働紛争や労働災害についての相談、手続及び窓口などを知らせる労働ガイドブックや非正規労働者就業環境改善ガイドブックを作成し、各市町村に配布しており、市では、これを市役所内に配置し周知しているところであります。

市としましては、これら道のガイドブックを有効的に活用してまいりたいと考えております。

次に、市の職員研修における活用についてであります。労働者のガイドブックについては、生活相談や納税相談などにも効果的に活用できることなどから、職員の労働に関す

る知識向上や関連する相談業務の活用に向け、庁内周知してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 倉本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、指定管理者について、NPO法人の運営内容の把握についてでございますが、現在、教育委員会が指定管理者としているNPO法人は、NPO法人美唄市文化協会、NPO法人アルテピアッツァびばい及びNPO法人美唄市体育協会の3法人となっております。

NPO法人の指定管理業務にかかるチェックにつきましては、指定管理者から毎月提出される「事業報告書」及び年2回の「モニタリング評価表」により、協定書及び仕様書に基づく適切な運営がなされているか否かの確認を行っております。

また、法人自体の財務状況等につきましては、指定管理者募集の際に、直近年度分の財務諸表等の提出を受け確認しており、その後の年度につきましては、特に報告を義務付けてはおりませんが、NPO法人の認証を行う北海道に対して毎年報告がなされていることから、そこで運営状況の確認が行われております。

今後におきましても、NPO法人との情報交換等を密にするなど、運営状況の把握に努めてまいります。

次に、教育行政について、教育再生実行会議の提言についてであります。教育委員会制度改革に関しては、今後の議論を注視していく立場でありますけれども、私としては、地方教育行政においては、政治的中立性の確

保、安定性・公平性の確保が重要であるということが議論の中心になっているものと感じております。また、教育再生実行会議が提言した教育委員会制度の見直し案については、現行制度の課題に対して、権限と責任を明確にするという一つの方向を示しているものと受け止めております。

今後の地方教育行政のあり方については、本年4月に中央教育審議会に諮問されましたので、引き続き、その議論の内容を注視してまいりたいと考えております。

次に、市民意見の反映についてであります。これまで教育委員会では、教育委員と学校長による学校経営説明会の開催や教育委員による市内小中学校・道立学校訪問などのほか、PTA連合会主催による教育懇談会への教育委員、教育委員会職員の参加など、教育関係者の意見を聴く機会の設定や市内における教育活動の把握に努めてきているところであります。

教職員や市民の皆さんのご意見をお聴きすることに関しては、先の一般質問でもお尋ねいただきましたので、今後の具体的な取り組みについて、現在、教育委員会において協議、検討しているところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員 お答えありがとうございました。

自席から再質問をさせていただきます。

まず、政権交代と地方財政運営についてでありますけれども、北海道市長会の意見表明の内容について、具体的にお聞きをいたしました。地方交付税は地方固有の財源であること

と、地方公務員の給与関係費の削減などに強く反対したものであり、極めて当然の内容であると考えるところであります。

しかし、全国、全道の多くの都道府県及び市町村では、国の要請とは名ばかりの強制的な措置は確実に実行されようとして、道や札幌市など、多くの自治体で給与削減の提案がなされ、全く地方からの声や意見が無視されている現状ではないかと感じるところでございます。

当然、国の要請をはねつければ、地方交付税などにおけるペナルティーが予想されるわけであり、本来の地方自治とは言えなくなる危険性を強く感じるところであります。

そこで、市長会などにおいても、引き続き粘り強い取り組みをしていくことを継続して主体的に市長は取り組んでいく、そして国に対してこの地方からの声をあげていく姿勢が継続される状況なのか、そういうお気持ちなのか、そのことについてお聞きをいたしたいと思っております。

次に、国家公務員の給与水準の押し付けについてであります。まず、国家公務員の復興財源とした給与削減が本則給料表に削減率を適用したものであるとのことですが、この措置は、一定期間に限られたものであるのか、現状をお聞かせいただきたいと思っております。

このことは、美唄市の職員給与の独自削減が財政健全化期間を乗り切れば、本来の給料表に復帰するものと信じて、職員それぞれが努力してきた思いを踏みにじり、仕事に対する士気さえ失なわせるものと考えるところでございます。

次に、美唄市においては、当面の基準財政需要額において1億円の影響を試算されておりますが、一方、緊急課題への対応としての元気づくり推進費で、一定の影響に対するこの補てんが見込まれているところでございますけれども、この補てん措置についても、今後どの程度の期間が保障されるものなのか、お答えいただきたいと思っております。

また、本年3月に出された参議院事務局企画調整室編集の「立法と調査」では、平成25年度地方財政対策について詳しく説明がされております。その結びでも、「毎年度巨額の財源不足が発生し、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額確保が重要な課題となる中、今回の地方財政対策においては、地方公務員給与の削減が断行されたものの、給与削減額に見合った事業費が歳出に計上されるなど、最終的には平成24年度と同水準の地方一般税源総額が確保された。ただし、今回は、特別会計の剰余金や前年度からの繰越金が少なく、財源確保が困難だったため、平成24年度の地方財政対策で、3年間で1兆円活用することにしてきた公庫債権金利変動準備金について、残り6,500億円全額を活用した。来年度以降も歳入・歳出両面から財源不足を縮小するよう努力を続け、税収が安定的な地方税制度を構築するなど、幅広く検討を行う必要がある」とし、「その際、平成25年度限りとされた地方公務員給与削減問題が再び焦点となる可能性もある」との考えが示されております。

私は、これまでも小泉内閣の三位一体改革で経験してきたように、なし崩し的に地方交付税の削減が平準化してしまうのではないかと

と大いに危惧するものであります。

このことは、美唄市が地方自治体として国に堂々と対峙していくことが、まずは基本ではございますけれども、やはり北海道市長会など関係団体との連携や団結をした声を、国に強く訴えていくことが大切であると考えますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、働く者のガイドブックについてであります。ただいまのご答弁は、その重要性和必要性についての認識をお示しになりましたが、北海道の編集のガイドブックを活用することであり、美唄市として、市内で働くものの労働環境や雇用に対する責任を放棄しているという思いが強く感じるところでございます。

市長はこれまで、さまざまな場面で市内の雇用を守ることに對する認識をお話になっておりますが、これは極めて当然のことであり、労働行政は地方行政においても大切なことあります。しかし、ただいまのご答弁は、残念ながら美唄市役所はそこまで労働者の権利擁護などにまで主体的な取り組みができないというように私は感じるところでございます。

そこで、再度お聞きをいたしますが、美唄市として、主体的に働く者のガイドブックを調査・研究をも行わず、最初からはっきりと編集をしないとした具体的な理由は一体何なのか、お聞かせください。

加えて、既に北海道が編集・発行しているガイドブックを美唄市役所での活用というか、これまで配備されておられるガイドブックについて、活用並びに市民周知を具体的にを行った実績があるのかどうか、そのことをお聞か

せください。

次に、教育委員会制度に関して、教育長のご答弁をいただきました。現行法令のもとでの政治的中立性の確保、安定性・公平性の確保が重要であるとの認識を示され、また、この提言は、現行制度の過程で権限と責任を明確にするということに対する方向性が示されたものだとしての認識をお答えいただきました。そして、中央教育審議会に諮問をされているところであり、この議論の内容を注視していくとのお答えをいただきました。

私は、中央で決まったらそれに従うという姿勢は、国の教育の国家統制に対する危機感を感じることができません。美唄市教育委員会や地方教育行政の役割と責任や主体性について、それこそ不明確さを感じるところでございます。

ここで、具体的にお聞きをいたしますが、現行制度における権限と責任について、現状として、どのような不明確なものがあり、美唄市での教育行政における教育委員会や教育長の権限や責任について何が課題となっているのか、お聞きをしたいと思います。

また、その課題解決に向けて、現行制度では困難な現状があるのであれば、そのことも併せてお答えを願いたいと思っております。

次に、教育委員会が取り組んでいる教育関係者の意見を聞く機会の設定などについては、これまでも実践をされておられ、教職員や市民の皆さんの声を教育行政に反映する具体的な取り組みは、協議・検討しているとのことですが、美唄市の最高規範でもある美唄市まちづくり基本条例に規定されている情報の共有化や協働のまちづくりについて、執

行機関である教育委員会がどのような取り組みを行っておられるのか、お伺いいたします。

特に、基本条例第 30 条第 2 項及び第 31 条の規定について、具体的な取り組みの事例などあれば、お答えをいただきたいと思ひます。以上です。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、国家公務員の給与削減措置の期間についてであります。今回の国家公務員の給与削減措置は、東日本大震災に対処する必要性などにより、特例として、平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月末までの 2 年間実施することとなっておりますことから、減額期間終了後の平成 26 年 4 月からは、本則の給料に戻るものと考えております。

次に、地方交付税における地域の元気づくり推進費の措置期間についてであります。地方公務員の給与削減要請は、平成 25 年度に限って緊急に要請されたものであり、また、この要請に関連して、本年 3 月に地方交付税法の一部が改正されたところでございます。

内容としましては、平成 25 年度に限り、国家公務員と同様に地方公務員給与の削減実施を前提とした地方交付税の減額と、地域の元気づくり推進費の創設などとなっております。

全国市長会では、これらの状況を踏まえ、「今後、国は、国・地方を通じる中長期の公務員の給与・定数のあり方等地方にかかわる重要な課題については、「国と地方の協議の場」における十分な議論を経て決定すべきことを強く求める」決議を 6 月 5 日に行ったところでございます。

なお、国の給与削減の要請を受け、北海道においては、平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの給与減額措置を条例提案するほか、道内各自治体においても、給与削減に向けた取り組みや検討がなされているところでございます。

いずれにいたしましても、私といたしましては、今後も必要な対応を図っていきたくと考えております。

次に、ガイドブックの作成についてであります。市としましては、労働者と事業者が労働に関する知識を共有できるガイドブックは、必要性があるものと考えておりますが、市単独で広範囲かつ専門的知識を求められる労働全般を網羅するガイドブックにすることは、現状、非常に難しいものと判断してるところでございます。

しかしながら、労働者の方々が安心して就労できる労働環境を整えていくことは大変重要でありますことから、市といたしましても、今後も道のガイドブックや各関係機関の発行するパンフレットをさらに有効に活用し周知を図るとともに、直接窓口に来られた方々に対しては、しっかりとワンストップで対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 倉本議員の質問にお答えします。

初めに、教育委員会制度についてありますけれども、教育再生実行会議では、現行の教育委員会制度に関して、関係者のたゆまぬ努力と相互の緊密な意思疎通により、適切な教育行政が行われている地方公共団体があるこ

とも事実であるという認識を示しつつ、現行制度には「委員長と教育長との間での責任の所在の不明確さ」、「教育委員会の審議等の形骸化」、「危機管理能力の不足」といった課題が依然としてあるという指摘をしているものと認識しております。そのため、どの地域でも責任ある教育行政が可能となる体制を制度として築く必要があるという視点から、二次提言が行われたところでもあります。

本市では、現行制度にのっとり、教育委員会議での議論を経て、教育委員及び教育委員会事務局職員が共通の認識に立ち、日々変化する教育問題に迅速に対処するよう努めているところでもあります。

地方教育行政の課題や今後のあり方につきましては、中央教育審議会において、より詳細に議論、整理された上で答申されるものと考えておりますので、地方教育行政に携わる者として、その議論経過や内容を十分把握してまいりたいと考えております。

次に、美唄市まちづくり基本条例に基づく取り組みについてであります。情報の共有については、教育行政執行方針の公表や学校だよりの地域への配布、地域参観日の案内、ホームページなどにより、本市の教育行政の内容や学校での活動について、広く市民の皆さんにお伝えしているところです。

また、協働のまちづくりについては、社会教育委員会などの審議会への市民の皆さんの参加、学校評価への地域の方の参加、教育委員会の活動状況に関する点検・評価における外部評価員の参加、学校支援地域本部事業におけるボランティアの参加、PTA連合会との意見交換など、市民の皆さんの参画や協働

の推進に努めているところであります。

これらの取り組みについては、教育委員会議においても議論するとともに、その結果を報告するなど、共通の認識のもとに進めているところでもあります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

13番、土井敏興議員。

●13番土井敏興君（登壇） 今年の春は大雪と低温により雪解けが大幅に遅れ、農業関係者は作付の遅れなどにより、先行きに大きな不安を抱いておりましたけれども、5月中旬以降の好天により徐々にその遅れを取り戻し、同僚議員の質問に対し、市長より平年に近い生育状況に回復しつつあることが示され、心持ち安堵をいたしているところでもあります。

それでは、平成25年第2回市議会定例会にあたり、私は、大綱3点にわたり市長にお尋ねをいたします。

大綱の1点目は、行財政問題における平成24年度決算の概要等についてであります。市長より、今定例会の冒頭の市政報告におきまして、企業会計、特別会計、一般会計の各会計が3月31日及び5月31日をもってそれぞれ閉鎖をされ、その概要についてお示しをいただいたところではありますが、大幅な地方交付税等の減額があったにもかかわらず、効率的な執行に努めたことにより、結果として、実質収支について5,700万円余の剰余金が発生し、いわゆる黒字決算となったとのことであります。

こうした結果を生み出したことにつきまして、市長を先頭に、職員各位のたゆまぬご努力によるものと評価をいたし、敬意を表する

ところであります。

中でも、今回の黒字決算となった主な要因の具体的な内容につきまして、改めてお知らせをいただきたいと思っております。

国民健康保険会計についても黒字となり喜ばしいところでありますが、法定外の繰り出しを実施していることも考慮するならば、今後一層精査をし、適正化を図っていくことが求められるところと思っております。

さて、財政健全化計画策定以降、この度まで、額の大小はあれ黒字決算が続いており、市立病院の不良債務を前倒しで解消に努めているところでありますが、市民には、健康保険税等はじめ、各種の負担増をお願いしている事実もあるところでもあります。

依然として厳しい環境にあるこの健全化計画も、折り返しから終盤を迎える局面となり、現状から今後を考えると、市立病院などをはじめとする本市が有する公共施設の老朽化や人口減少、高齢化等の影響により、農業はもとより市内商店など自営業者の担い手不足や後継者難などがより顕著となり、さらには昨日、市長は重ねてTPP交渉入りには断固反対の意を示され、農業関係者の皆さんは意を強くされているところでありますが、政府は、来月下旬にも交渉参加の動きを強めるなど予断を許さぬ状況にあります。

加えて、基幹産業である農業の足腰を強くし、経営基盤を確立していくため、緊急事業を合せて、本年度より3,000ヘクタールに上る国営農地再編整備事業の工事着工となるわけですが、この交渉の行方によっては、実質的な影響についても、しばらく先のこととはいえ、ただでさえ市内経済の停滞など多

くの課題を抱えていることにより、その不安に拍車をかけることとなるのは必至であります。

つきましては、これらの状況を踏まえ、財政健全化計画については、平成27年度をもって1つの区切りを迎えることにはなりますが、その達成に向け、今後、市長としてどのように取り組まれるおつもりか、お考えをお伺いをいたします。

次に、大綱の2点目は、住みよいまちづくりについてであります。先ほども一部申し上げましたが、市民の皆さんも、高齢化や少子化あるいは家族構成の変化により、住まいにかかわる意識が少しずつ変わりつつあるように見受けられるところであります。

と言いますのは、高齢化等により家族構成が減少し、戸建ての広い家の管理や冬の時期の除排雪の重労働への不安などにより、そうしたところからの解放を求め、持ち家を手放して公営住宅等への入居を希望されている市民がいるなど、人口減少の局面にあっても、依然として公営住宅等への希望が増えつつあるということでもあります。

そこで、市営住宅に入居されている方々で、以前は家族が多く広い住宅に住んでいる世帯も、子どもの自立やそれぞれの事情により、世帯人数も減少して一人暮らしになられた世帯も相当いるのではないかと思うところであり、このような方々にご理解をいただきながら、単身者向け住宅への住み替えなどを図り、そこを子育て世代など家族数の多い世帯に提供するなど、市営住宅の効率的な運用を図るのも一考ではないかと思うところであります。

先般の新聞報道によりますと、江別市にお

いては、建てかえ中の市営住宅の入居に際して、今申し上げましたように、将来、単身になったときに住みかえを約束する誓約書の提出を条件とし、移転費用の一部は市が補助をするという新しい規則を設けることとしているところであり、今後、既存の市営住宅にも同一団地内を中心に適用することを考えているようであります。

よって、本市も今後ますます高齢化が進むことが懸念されることからして、バランスの良い入居状況を確立していくためにも考えていく必要があるのではないかと思います。その対応と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

大綱の3点目は、農業問題についてであります。大きく3点についてお尋ねをいたします。

その1つは、空知地域農業技術課題調査についてであります。これまでは農業試験場等が中心となり、研究にかかる地域ニーズの収集を図り、課題解決に向け取り組んできたものと承知をしておりますけれども、近年は、空知総合振興局が対応をしているようであります。以下の4点についてお伺いをいたします。

1つ目は、調査の内容とどのような機関がかかわっているのか、2つ目は、これまで寄せられた意見やその内容等について、3つ目は、課題解決に向け取り組んできた経過について、4つ目は、今後の取り組みについて、それぞれお知らせをいただきたいと思います。

次に、2つ目については、国営農地再編整備事業等についてであります。これまで3年強の民主党政権下のもとで、コンクリートか

ら人へという政策により農業政策についても影響を受け、なかでも農地のほ場整備にかかる事業に特にブレーキをかけられ着手が遅れていましたが、政権の交代により、早期完成に向けての取り組みが強化され、いよいよ国営農地再編整備事業における美唄茶志内地区につきまして、本年より工事着工となるようであります。今年度の工事工区数及びその受益面積についてと、工区面積規模や工事の内容について、また、入札等の執行にかかる進捗状況と予定、それと先般、一部の新聞報道によりますと、応札がなかったとされる3件の工事の今後の対応や工事の開始時期についてお伺いをいたします。

次に、農業問題の3点目といたしまして、振興農作物等の現状と今後についてであります。本市の農業の基本的な取り組みは、これまで広大な農地と米や麦あるいは大豆栽培に適した気象条件を活かした土地利用型の作型を強力に推進をしてきたところであり、その中で省力化が図られたり、一方では大型機械や施設整備に投資がなされ、それらのコストを補完することの意味も含め、この地にあった収益性の高い作物の導入にも力を注いできたところでもあります。

そうした中から、アスパラガス、ハスカップ、花き、ハウストマトなどを戦略的な作物に定め取り組んできたと思いますが、その成果等を含め、これらの作物の近年の動向についてお伺いをいたします。

また、これら作物について、作付面積や収穫量についても、一方では伸び悩んでいるとの声も聞くところでありますが、ことにハスカップについては、全道一の収穫量を誇って

いるところでもありますが、それぞれの課題とこれまでや今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 土井議員の質問にお答えいたします。

初めに、行財政問題について、平成24年度決算の概要等についてであります。決算認定前であり、見込み額となりますが、実質収支で約5,700万円の黒字決算となった主な要因について、一般財源ベースで申し上げます。歳入では、予算に対して、たばこ税や法人市民税の増などにより、市税が約5,800万円の増、また、繰越金が約3,000万円、臨時財政対策債が約2,400万円のそれぞれが増となっております。一方、譲与税・交付金が約1,700万円、地方交付税が約2億6,800万円の減となっております。

歳出では、予算に対して、生活保護費や老人福祉施設入所措置費の減などにより、扶助費が約6,400万円の減、また、公債費が約1,700万円、職員費が約2,700万円、特別会計支出金が約8,300万円がそれぞれ減となっております。

また、これらの要素に加え、効率的な事業執行に努めたことなどから、黒字決算を確保できたものであると考えているところでございます。

次に、財政健全化計画の今後の取り組み方向であります。これまでの財政健全化計画を推進しながら、厳しい財政運営にあっても未来交響プランに掲げる都市像の実現を目指して、市民の安全・安心や地域の活性化に向

けたまちづくりとの両立を図るために取り組んできたところでございます。

今後の取り組み方向については、こうした基本的な考え方をもとに、これまでの取り組みを踏まえ、経済振興と雇用の創出、子どもを産み育てる環境づくり、移住・定住施策など限られた財源の中で選択と集中を図って、より効果的かつ効率的な事業展開となるよう事業内容を検証するなど、財政健全化計画を推進しながら、生き生きとした暮らし、生きる喜びが実感できるまちづくりに向けて取り組んでまいります。

次に、住みよいまちづくりについて、市営住宅の効率的な運用についてであります。既存の入居者が、入居後において、加齢や病気等により日常生活に支障をきたす場合及び同居人の退去や出生などに伴い世帯人数に増減があるなど、入居者の世帯構成及び心身の状況からみて、ほかの市営住宅へ入居することが適切である場合には、公営住宅法施行令により住み替えが認められております。

市では現在、要綱を定めており、同居人の人数が増減した場合における住み替え先となる住宅の規模等を定め、入居者から申し入れがあった際、相談に応じているところでございます。

今後におきましても、入居者の高齢化が進む中、お年寄りの単身入居も増加傾向にある反面、若年層からの世帯向け住宅へのニーズもあることから、単身向け住宅の空き状況を踏まえ、住宅の紹介を行うなど、住み替えによる居住のミスマッチの解消に努めてまいりたいと考えております。

また、新規住宅の供給に合わせた入居者か

らの誓約書の徴取及び住み替え費用の負担などの施策につきましては、今後、先進事例の状況などを踏まえ、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、農業問題について、空知地域農業技術課題調査についてであります。空知総合振興局は、地域から要望された農業技術課題に対し、管内の関係機関が一体となってその地域課題の解決に向けた取り組みを進めることが必要であると考え、平成18年度に、中央農業試験場と花・野菜技術センター、空知農業改良普及センターと振興局で構成する「空知地域農業技術支援会議」を設置し、毎年、市町や消費者団体、農業団体を対象に農業技術に関する課題や要望等の調査を実施しております。

過去3年間の件数は、平成24年度が9件、平成23年度が10件、平成22年度が13件の計32件で、そのうち、農協からの要望が最も多く10件、次いで市町が8件のほか、消費者協会からも2件提出されております。

また、要望の内容としましては、病害虫対策や雑草対策が最も多く10件、次いで栽培技術や農業資材の効果検証が6件で、このほかにも収穫物の品質保持、ブランドの育成、シカ肉の処理・加工など様々な分野に及んでおります。

これらの要望を受け、支援会議では、要望のあった内容の中から、研究テーマとして取り上げるもののほか、技術支援や情報提供を行うものなどに分類して、各構成機関が研究・指導にあたると伺っております。

なお、本市からは平成24年度に、美唄消費者協会が野生鳥獣の焼却施設整備に関する要

望を提出しており、この案件は技術課題以外に分類され、課題解決のための情報提供が行われたところであります。

本市では、農協や農業改良普及センターなど関係機関・団体とともに、水稻や畑作物の栽培技術や生産資材の実証試験を行い、品種の特性や本市での適応性などの比較試験等を実施して技術課題の解決に努めておりますことから、これまで本調査への要望は行っておりませんが、今後は、本市農業の課題解決のために活用してまいりたいと考えております。

次に、国営農地再編整備事業についてであります。美唄茶志内地区における平成25年度工事の内容としましては、工区数が5件で、茶志内町3区で3件、茶志内町1区で2件を予定しており、工事全体面積は約140ヘクタール、1工区の最大面積は36ヘクタール、最小面積は19.8ヘクタールとなっております。

また、主な工種としましては、整地工、農道工、用排水路工、客土工、暗きょ排水工で、そのうち客土工については、国道12号から西側の泥炭土壌のほ場で実施するほか、茶志内町3区の国道12号東側で実施する工事には、客土材の運搬工が含まれております。

次に、入札等の進捗状況についてありますが、茶志内町3区で実施される国道12号西側の工区2件については、本年3月下旬に工事の一般競争入札の公告がなされ、4月下旬に行われた入札で工事業者が決定し、6月13日に地元農業者への工事説明会が2社合同で行われ、農業者の理解が得られているところでございます。

また、残りの3件については、4月下旬と5月中旬に一般競争入札の公告が行われたと

ころであります。入札期限までに建設業者からの参加申し込みがなく、入札が取りやめとなっております。このため、札幌開発建設部では再度入札を行うこととしており、その公告は6月14日付で実施され、7月中旬に入札が行われる予定となっております。

なお、札幌開発建設部岩見沢農業事務所からは、これら3件については、暗きょ排水工と客土工を除く工種は本年実施し、暗きょ排水工と客土工については、来春の工事とする旨の説明を5月20日に地元期成会役員に対して行っており、理解が得られていると伺っているところでございます。

次に、振興農作物等の現状についてであります。平成21年から平成23年の3カ年平均と平成24年との比較で申し上げますと、アスパラガスは作付面積が57.1ヘクタールで4.1%の減、収穫量は144.6トンで8.8%の減となっております。ハスカップは作付面積が15.1ヘクタールで1.8%増、収穫量は33.3トンで16.6%の減となっております。トマトは、作付面積が3.6ヘクタールで19.6%の増、収穫量では131トンで8%の増となっており、これら3品目については、市場価格の変動等はあるものの、生産者の収入は一定程度確保されているものと思われま

す。また、花きは、作付面積は18.4ヘクタールで5.3%増加しているものの、収穫量は322万6,000本で0.6%の減少となっており、おもに装飾観賞用であるため経済情勢や燃料の高騰などの影響を受けやすく、生産者の収入は変動が大きいものと思われま

す。次に、各作物の課題としましては、花きやトマトなどは大半がハウス栽培のため、安定

した収穫量が確保されるのに対して、アスパラガスは約8割が露地栽培で、ハスカップとともに天候に大きく左右されるため、安定した収穫量が確保されにくいこと、また、専用の収穫機械がないため手作業であり、人手の確保が課題と考えております。

このため、今後は収穫作業の効率化と収穫量の向上に向けた機械化や労働力の確保対策などについて、関係機関、団体等と協議、検討していくことが必要であると考えております。

なお、ハスカップについては、アントシアニンや鉄分が多く含まれるため、健康食ブームなどにより、供給量に不足した状態が過去に生じたことから、平成18年度から21年度までの4年間、生産量の増加を図るため、市と農協が生産者に対する苗木の購入助成事業で約1万3,000本の苗を増殖したところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 13番、土井敏興議員。

●13番土井敏興君 それぞれ、お答えをいただいたところでありましてけれども、改めて何点か伺いをさせていただきたいと思

います。いずれも農業問題についてでありますけれども、一つ目は、国営農地再編整備事業についてであります。お答えによりますと美唄、茶志内、この2地区については入札が済まされ、関係受益者への説明も終わり、近く工事が始まるということのようでありましてけれども、その中において、応札がなかった3件については、来月、再度入札を実施するということでもありますけれども、そういったしますと、今ほどお話もありましたように、工事の着手

が遅れて、暗きょ排水工事や客土工事が来年の春工事になるということでもありますけれども、ここ数年の秋及び春の天候を見ますと非常に不順で、なかなか作業というものが順調に進むということについて、いささか懸念を持たざるをえない、そういう感じがするところでもありますけれども、これらについて、やはり、そういったことが懸念をされるということであれば、早い時期から何らかの対策と、あるいは対応策というものが必要じゃないかとかこのように感じるようになりますけれども、これらについてお考えがあればお伺いをいたしたいと思えます。

また、この事業については、これから美唄地区についても新規事業の着手もあるということから、全体として、両地区を合わせますと相当の事業量が増大をしてくるんでないかと、このように見込まれるところでもありますけれども、しかも一方では、国を挙げて東日本大震災の復興に取り組んでいる最中であることと、これまでの経済活動の底冷えによって、建設業界全体が規模縮小の一途をたどっているということから、果たしてこの予定どおり工事の進行がなされていくのか、受益農業者にとっては、営農計画や作付計画の中において狂いが生じるのではないかと心配の向きも懸念をされるのではないかと思うところでもあります。受益農業者の立場からしますと、せつかく工事をするのであれば、適切な時期に質の高い工事により良好なほ場となることを切望するものであり、ことに本州方面から比較をしますと、北海道の気象条件は非常に厳しいということもあり、著しく工事期間の制約を受けやすい条件下にあると言わざるを

得ないと思うところでもあります。

よって、国は、上質な工事を担保するためにも、北海道が置かれているこれら諸条件を緩和し、通年施工を基本として受益農業者の所得減少に対する政策的な配慮も含め、これらについては、特に実施を強く望むところであり、来年度以降の農地整備工事のあり方について、関係団体との連携をより深めていただき、さらなる国への強い要望が必要と考えるところでもありますけれども、改めて、市長のお考えをお伺いをいたしたいと思えます。

次は、振興農作物についてでありますけれども、先ほどのご答弁では、いずれも結果として、当初の計画や期待するところには至っていないものと受けとめざるを得ないわけでもありますけれども、これらの作物の中でも、ことに、今ほどありましたように、露地のアスパラガスやハスカップについては、気象条件による制約を受けやすいということは言うまでもないわけでもありますけれども、生産量を一定程度確保するためには、やはり、それに見合った作付面積の確保が望まれるところでもあります。

ことに、ハスカップにつきましては、数年前より複数年時にわたって苗木の購入助成事業を行い、この間、約1万3,000本の増殖があったにもかかわらず、今ほどのお答の中でもありましたように、面積、収穫量ともに横ばい、あるいは減少というような傾向であって、必ずしも、政策的に対応してきた部分について、結果に結びついていないということがうかがえてならないわけでもあります。

市内に工場を構える一部の企業につきましては、ハスカップの抗酸化機能成分を利用し

た健康食品や新規加工品の開発に向け、数年前には、大学や食品加工センターなどと共同研究を進めるなど、以前から意欲的に取り組んできていると聞き及んでいるところでもありますし、しかしながら、近年は、研究用のハスカップが思うように確保できないということから、その成果の確保に支障を来しているという状況のようでもあります。

ハスカップに含まれる成分として、先ほどご答弁もありましたように、健康の観点からも注目をされているアントシアニンについては、果実、搾汁した残渣にも同等の成分が多く含まれており、実に機能性に優れていることが研究の中でも明らかにされているようでありまして、その優位性というものが期待される場所でもある訳であります。

よって、こうしたことから、苗木の補助事業に係る検証を踏まえ、今後の取り組みについてどのように考えておられるのか、お問い合わせをいたしたいと思っております。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 土井議員の質問にお答えいたします。

初めに、来年度の春工事についてでございますが、岩見沢農業事務所は、工事の早期発注はもとより、融雪剤の散布や溝掘りを行うなど、ほ場の乾燥化を促進することで、暗きょ排水工や客土工を早期に完了させ、受益農業者の来年度の営農に影響が生じないように努めるとの考えであり、市といたしましては、来年度以降の工事が地元期成会や受益農業者の意向を十分に踏まえ、安心かつ確実な作付ができ安定した農家経営が可能となるよう、岩見沢農業事務所や農業団体との調整を図っ

てまいりたいと考えております。

また、北海道における農地整備事業の多くは、秋からの施工を基本に工事を行っている状況にありますが、良好なほ場を整備するためには、春から秋にかけて工事することが望まれるというふうに思っております。

このため、私としましては、今後の事業推進を円滑に行っていくためには、農業農村整備事業の当初予算の確保はもとより、通年施工が可能となる支援策が大変重要であると認識しており、全道市長会を通じて国へ要望したほか、今後も、期成会や関係団体などとともに国に要望してまいりたいと考えております。

次に、助成事業の検証についてでありますけれども、作付面積が横ばいとなっておりますことは、既存のハスカップ畑の中で欠株となっているところに苗木を植えたことがその要因であると考えております。

また、収穫量につきましては、定植してから収穫するまでの期間が5年程度かかることや、大雪や春先の天候不順による影響を受けたこと、果実の収穫割合が7割程度であることなどが考えられます。

このようなことから、現状の生産量では地元企業への供給量を増やすことは厳しい状況であるため、市といたしましては、収穫ロスを減らすため、市内の社会福祉法人の協力をいただきながら、収穫量のアップを図ることができないか、現在、関係団体と生産量の増加に向けて検討を進めているところでございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 13番、土井敏興議員。

●13番土井敏興君 お答えをいただいたところでありますけれども、改めて、ハスカップ等に関してお尋ねをさせていただきたいと思っておりますけれども、アスパラ、ハスカップ、花き、そしてトマトについては、いずれも収穫に関する部分については、人力を多く要する作物でありまして、また、先ほども申し上げましたが、市が誘致をして進出していただいた企業が、地元産のハスカップを活用して新しい取り組みを展開の軸に、さらには工場の拡大を計画しつつも、残念なことに原料の調達が厳しいという現状では、なかなか計画の進行がままならないという状況下にあるとのことでもあります。

かつては、ハスカップの生産が過剰となった時期もありまして、そういう中であって、生産段階で多くの在庫を抱えたという時期もあったというふうにも聞いておりますし、その折に、この企業の計らいによって、冷凍保管をしていただいて難を逃れることができたということも、また、聞き及んでいるところでもあります。

よって、基本的には、地元企業との密接な情報交換や連携によって、生産、加工、販売が一体化できる環境を1日も早く確立することへの取り組みに、行政もしっかりとした役割を果たすことが肝要と考えるところであります。

また、このことが前に進むことによって、当然、雇用の機会が増大することが望めますし、ハスカップやアスパラ等、振興農作物の面積拡大に向けた総合的な取り組みを進めるとするならば、市内で働く場を求める方々にとっても、アスパラ、ハスカップ、花き、ハ

ウストマトの収穫や管理作業等、そういった部分の中で、そこをうまくつなぎ合わせていくことによって、一定の期間、長く働ける環境ができることで収入の安定にも当然つながり、ひいては市内の経済の活性化にも寄与するものと考えるところであります。

ハスカップやアスパラ等については、たびたび、この度のほ場整備事業によって、その改廃の可能性もあるのではと危惧されているところであり、何らかの対策を講じなければ、それらの面積や収穫量、ともに激減の恐れさえあるというふうに私は感ずるところからして、そのためにも、本市の特産物であるハスカップ等の振興について、農業団体との連携はもとより、行政の果たす役割は極めて重要と考えるところでありますけれども、いま一度、市長のお考えをお伺いをさせていただきたいと思っております。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 土井議員の質問にお答えいたします。

ハスカップ等の生産振興についてであります。ハスカップは、米の生産調整を進める転作作物として昭和51年に導入され、それ以降、作付面積を徐々に拡大しながら、本市を代表する特産品の1つとして発展してまいりました。そうした生産者や農協などの努力が実を結び、今日では生産量全道一を誇る産地となり、本市の大切な地域資源になっているところでもございます。

この美唄産ハスカップを活用して、地元企業が事業の拡大を図る意向があることは承知しているところであり、今後、雇用の場が確保されるなど、本市経済への振興につながる

ものと思われることから、要望に応えられる供給量の確保に向けては、市として、できることはしっかりと対応していくことが大切であると考えております。

また、ハスカップなどの振興作物については、栽培技術指導體制の強化や労働力の確保が可能なシステムづくりなどを進めていくことが重要であると考えているところでもございます。

このため、市としましては、労働力の確保をはじめ、栽培技術の平準化や土地改良事業に伴う代替農用地の確保等の課題について、農協など関係団体と協議を進め、ハスカップも含めた供給体制の構築に向け努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 以上で、一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時25分 散会

